

年金制度のポイント

くらしの中に、年金がある安心。

2025 年度版



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年度「わたしと年金」エッセイ

厚生労働大臣賞（1 作品）

大阪府 小南 由花 様（50 代）

「大腸に直径 2 cmの穴が空いています。原因はわかりません。穴から内容物が漏れて化膿し、腹膜炎を併発しているので、このままでは命を落とします。ご主人が助かるのには人工肛門設置しかありません。これから緊急手術します。奥さん、同意書にサインを」

2020 年 4 月、搬送先の病院で医師の宣告を受けた私は、目の前が真っ暗になった。

夫が腹痛を訴えるので、救急車を呼んだけれども、まさか、こんなことになるとは。

夫の同意を得て人工肛門をつける手術が行われた。命はとりとめたものの、急性心不全や脳梗塞、腎不全など、次々に合併症が起こった。

4 か月が過ぎても退院の目途は立たなかった。急性心不全と脳梗塞は主治医の適切な処置で後遺症は残らなかったが、もともと悪かった腎臓は治らず、「退院後は週 3 回透析が必要」と宣告された。

夫は仕事に復帰できないかもしれない。これからの生活をどうしようか。

私は、現在の預貯金・医療保険の入院給付金・健康保険から給付される傷病手当金など、それぞれの総額を計算して一覧表にした。

一覧表を撮影して「高額療養費制度や障害年金も手続きするから、当面、お金の心配はないよ。安心して療養に専念して」とコメントをつけてメールで夫に送ると、「わかった。ありがとう。俺、がんばるから」と返信があったので、ほっとした。

透析にかかる医療費は年間 500 万円といわれている。私は厚生年金保険料を納めながら、事務の仕事をしているが、おそらく夫は失業し、再就職も難しい。医療費減免制度を使っても生活が苦しくなる。

頼みの綱は障害年金だ。

年金機構から届く「ねんきん定期便」で、夫の「受給資格期間」欄と将来受給できる年金の見込み額を確認した。夫は 18 歳から働きはじめて何度か転職しているが、40 年以上年金に加入し、未納期間がほとんどない。

夫が書いた委任状と資料を持って年金事務所に出かけた。障害年金の請求手続きは「初診日」から 1 年 6 か月後の「障害認定日」からだが、具体的な給付額や、どのタイミングで、どんな手続きをすればいいかを知っておきたかった。

年金事務所では、窓口担当者が、年金機構のデータベースから、夫の年金加入履歴や障害厚生年金の支給額を調べてくれた。

「年金支給額は計算されている金額と同じです。よく勉強されていますね」

「実は、ファイナンシャルプランナーの資格を持っています」

「やっぱり。それにしても、この資料はありがたいですね。「初診日」や「病状」の記録がはっきりしないために障害年金が受給できないケースや、支給が遅れるケースが多いんです。この資料があれば、早く年金が支給されますよ」

にこにこしながら担当者は言った。

私が用意した資料は、協会けんぽから支給される傷病手当金申請のために、主治医が書いた診断書のコピー。障害年金を請求するときには、あらためて年金機構が定める診断書を提出しなければならないが、傷病手当金申請用の診断書には、障害年金請求に必要な「初診日」「発症までの経緯」「原因」などが詳しく書かれていて、年金の等級や給付金額、請求できる時期などを知るのに役立つ。

調べてもらうと、人工肛門の「障害認定日」は手術をした日から6か月を経過した日。人工透析の「障害認定日」は、初めて透析を受けた日から3か月を経過した日で、他の病気よりも早く請求手続きができることがわかった。

そして、最初の入院からリハビリ転院を経て10か月。夫は帰宅した。仕事には復帰できなかったが、入院中に支給された人工肛門（障害3級）の障害厚生年金。退院してまもなく支給された人工透析（障害2級）の障害厚生年金は、とてもありがたかった。

2023年現在。夫は自宅で療養生活を送っている。人工透析と人工肛門、2種類の障害を抱えながらも表情は明るい。「俺も何かできることないかなあ」と言いながら、毎日タブレットで動画配信を楽しんでいる。日本に年金制度があって本当によかったと思う。

年金の支給日になると、夫はスマホの銀行アプリを見て「今日、年金が振り込まれたで。ありがたいことや」と、うれしそうな顔をする。夫にとって障害厚生年金は「生活を支える大切なもの」。同時に「40年間、年金保険料を払い続けてきた努力の証」だ。夫が倒れる前は、給与明細を見て「厚生年金保険料、こんなに天引きされてるのか」と、ため息をついていたことを今は反省している。

長年、夫や私が納めた年金保険料は誰かの暮らしを支えていたし、私たちの暮らしは、誰かが納めてくれた年金保険料が支えてくれる。世代間で助け合う、この制度には感謝しかない。

若い人は「iDeCo」や「企業型確定拠出年金」などの「私的年金」に関心が向きがちだが、日本の公的年金制度はすばらしい「支え合いシステム」だ。

いつか、ファイナンシャルプランナーとして、自分の体験も交えながら、公的年金制度のメリットと、年金を納めることの大切さを若い世代に伝えていきたいと思う。

令和6年度「わたしと年金」エッセイ

厚生労働大臣賞（1 作品）

石川県 室田 律子 様（40 代）

「キャーッ！！」私の叫び声が近所中に響き渡った。突然、夫が白目になって意識を失い倒れたのだ。近所の人達に見守られながら、彼は救急車で病院に運ばれた。持病もなく健康体そのものだったのに...

病名は原因不明の脳炎だった。主な症状は痙攣、発熱、頭痛、意識障害だが、現在でも死亡する人もいる。元通りの状態になる人もいれば、記憶障害や高次脳機能障害などの後遺症のために、社会復帰が困難となる重い病気だ。

私は深く、深く、絶望した。人工呼吸器を着けて眠る夫の横で泣きに泣いた。彼が倒れた日は、ちょうどお腹の子が生まれる予定日の 1 か月前の日だったのだ。子供に会う日をあんなに楽しみにしていたのに、この人は助かるの？助かったとしても、私達の事が誰かわかるの？どうやって今後生活をしていけばいいの？色んな思いがグルグル頭を巡った。神様はなんて意地悪なのと何度も何度も思った。

夫の意識が戻らないまま、私は男の子を出産した。夫は 13 歳の時に父を亡くしていて、いつも父親のいない子供の気持ちは自分が 1 番解ってると言ってた。だからこそ私達をおいていくはずがないと思えた。私が夫と子供を守っていくしかないと強く決心した。

夫が目を覚ましたら何とかかなるという期待は虚しく、彼の後遺症は予想以上に重く、私が誰かわからなくなっていた。もちろん子供の事も。言葉も忘れてしまい、会話も出来ない状態だった。作業療法士、理学療法士、言語聴覚士によるリハビリが始まった。だが回復の兆しはなく、大人用と子供用のオムツを抱えながら、私は心が折れないよう、踏ん張るのが精一杯だった。そして入院から 415 日経った日に夫は退院した。息子は既に 1 歳 になっていた。

私は家族を養えるよう、専門職に就こうと決めた。ファイナンシャルプランナーの勉強中に年金という分野に出会い、社会保険労務士を目指すことにした。その知識のおかげで路頭に迷わず、本当に救われた。

夫は会社員だったので傷病手当金を申請し、1 年半後に障害年金を請求した。障害年金 1 級の証書を受け取った時、私はその場で握り締めながら泣き崩れた。彼の症状は重いと判断された事はやはりショックだった。だが、これで私達の生活は当面は守られると安心出来たのだ。そして病気で退職したため、失業保険の延長手続きをして、傷病手当金受給後には特定求職者として通常よりも長い期間受給が出来た。出産費用は出産育児一時金で賄えた。高額療養費制度で長期間の入院費はかなり助けられた。そうやってあらゆる社会保険制度のおかげで、私達家族はずっと守られたのだった。

あれから 17 年経った今、夫は長いリハビリの甲斐があり、社会復帰し、働いている。赤ちゃんだった息子は、高校 2 年生になった。そして私は社会保険労務士になった。

この素晴らしい社会保険制度に携わる仕事に誇りを持っている。あの時助けられた私が、次は困っている誰かの一助になればと思っている。それが私に出来る恩返しだ。年金の仕事もしている。家族が病気でどうしたらいいかと落ち込んでいる人や、大事な人が亡くなってこれからの生活に困っている人達に社会保険制度が守ってくれるから安心してと伝えたい。もちろん、「保険」なので加入しないと保証はされない。自分は健康だから関係ないと思っている人も、いつ病気になるかもわからないし、事故で障害を負うかもしれない。だから関係ないなんて絶対に思わないで欲しい。「年金制度が破綻する」など誤った情報に惑わされないよう、制度をしっかりと伝え、必要な人に、必要な制度を届けられるよう、これからも私は励み続けるでしょう。

最後になりますが、私達家族を守ってくださり心より御礼申し上げます。あの時、障害年金を受給出来たおかげで、夫は社会復帰出来て、息子は立派に成長し、私は社会保険労務士になりました。

「わたしと年金」エッセイは、日本年金機構が毎年募集・実施しているものです。

はじめに

「年金」というと、皆さんはどのようなイメージをお持ちですか。老後を安心して迎えるために必要不可欠なもの、一方で制度が複雑で分かりにくいものと、さまざまな印象をお持ちではないでしょうか。

年金制度とは、高齢期に達するなど要件を満たした方に、定期的に一定の金額を給付する仕組みのことです。制度の性格によって、国民に加入義務があり、国が運営する「公的年金」と、個人や企業の選択で加入する「私的年金」に分かれます。

このパンフレットは、公的年金制度を中心に、皆さんが年金制度と関わる場面に着目して、ポイントを分かりやすく解説したものです。皆さんの年金制度についての理解を深めていただければ幸いです。

目次

1. 年金制度の全体像	P. 7
2. 保険料を納める	
(1) 公的年金制度に加入する	P.10
(2) 公的年金の保険料の納め方	P.10
(3) 国民年金の保険料が納められない場合	P.11
(4) 出産・子育てをしている場合	P.13
3. 年金を受け取る	
(1) 高齢になったとき（老齢年金）	P.14
(2) 障害を負ったとき（障害年金）	P.20
(3) 家族が亡くなったとき（遺族年金）	P.22
(4) その他の給付を受け取れるとき	P.25
(5) 年金額の改定	P.28
4. 外国で生活する	
(1) 企業から外国に派遣されるとき(社会保障協定)	P.33
(2) 外国で国民年金に任意加入するとき(任意加入制度)	P.34
5. 私的年金に加入する	
(1) 私的年金制度とは	P.35
(2) 私的年金の種類	P.35
(3) 確定給付企業年金制度（DB）	P.36
(4) 確定拠出年金制度（DC）	P.36
(5) 国民年金基金制度	P.39
6. 公的年金の財政	
(1) 公的年金の財政の仕組み	P.41
(2) 年金積立金の運用	P.44
参考資料（公的年金の歴史・データ集）	P.47

1. 年金制度の全体像

なぜ公的年金制度は必要なのでしょう

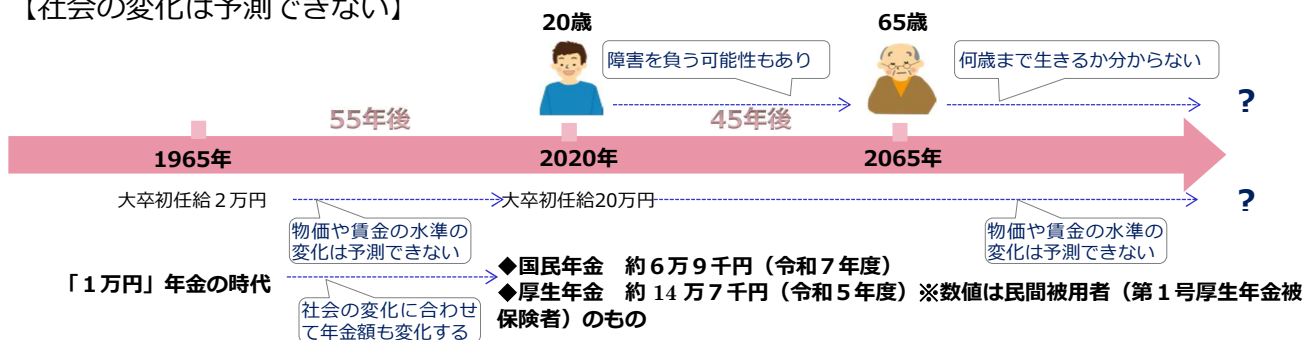
私たちの人生には、自分や家族が年を取ったり、障害を負ったり、死亡したりなど、さまざまな要因で、自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することができないため、個人だけで備えるには限界があります。そこで、こうしたリスクに社会全体で備える仕組みが、公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。

もし、公的年金制度がなかったら、私たちは、親の老後を仕送りなどで支えたり、自分自身の老後に自分だけで備えたりする必要があります。しかし、自分が何歳まで生きられるのか、長い人生の間に、経済の状況や社会の在り方がどう変化していくのかは予測できません。

個人や家族だけで対応しようとしても、必要な額の貯蓄ができなかったり、貯蓄のために必要以上に生活を切り詰めたり、家族や子どもに頼ることができなくなったりすることも起こるでしょう。これらに対しては、社会全体で対応した方が確実に効率的です。世代を超えて支え合うことで、その時々々の経済や社会の状況に応じた給付を実現することができます。

このように、公的年金制度は、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

【社会の変化は予測できない】



【昔と今の物価の比較】

		1965 年	2020 年	
鶏肉	100g	71.8 円	→ 128 円	1.8 倍
牛乳 (瓶)	1 本	20 円	→ 133 円	6.7 倍
うどん	1 杯	53.7 円	→ 677 円	12.6 倍
カレーライス	1 皿	105 円	→ 714 円	6.8 倍
コーヒー (喫茶店)	1 杯	71.5 円	→ 512 円	7.2 倍
映画	1 回	236 円	→ 1834 円	7.8 倍
ノートブック	1 冊	30 円	→ 162 円	5.4 倍

(出典) 小売物価統計調査
(東京都区部)

年金制度の仕組み

公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い」という考え方（これを賦課方式といいます）を基本として、運営されています（保険料収入以外にも、年金積立金や税金が年金給付に充てられています）。[→6. 公的年金の財政]

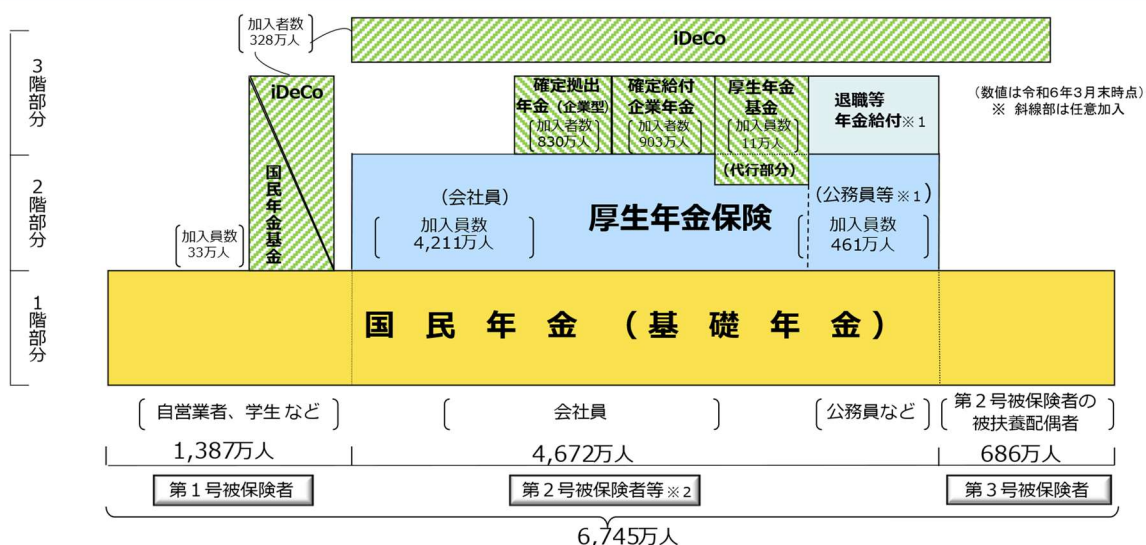
日本の公的年金制度は、①20歳以上60歳未満の全ての人が共通して加入する国民年金と、②会社員や公務員等が加入する厚生年金による、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっています。

また、③公的年金と別に保険料を納め、公的年金に上乗せして給付を行う企業年金などの私的年金は、いわば「3階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢期の所得保障を充実させる役割を果たしています。[→5. 私的年金に加入する]

【年金制度の仕組み】

年金制度の仕組み

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



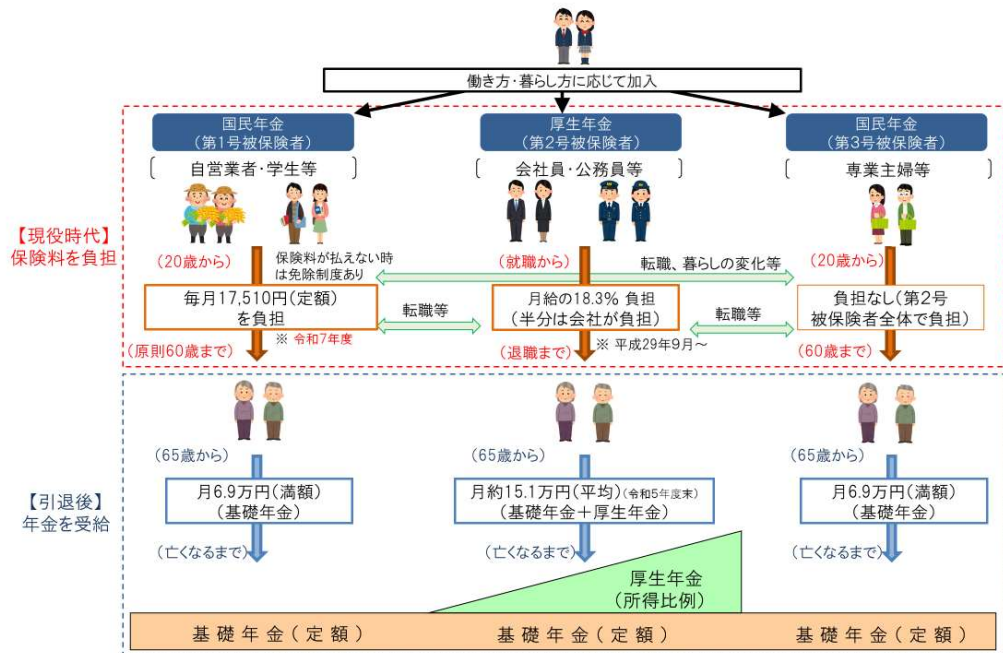
※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

自営業者など国民年金のみに加入している人は、毎月“定額”の保険料を自分で納め、会社員や公務員で厚生年金に加入している人は、毎月“定率”の保険料を会社などと折半で負担し、保険料は毎月の給料から天引きされます。厚生年金に加入している人に扶養されている配偶者は、厚生年金制度全体で保険料を負担しているため、個人として保険料を負担する必要はありません。[→2. 保険料を納める]

【働き方・暮らし方別の公的年金の保障】

公的年金制度とライフコース



老後には、全ての人が老齢基礎年金を、厚生年金に加入していた人は、それに加えて、老齢厚生年金を受け取ることができます。また、老後だけでなく、障害を負ったときの障害年金や、家族が亡くなったときに遺族に支給される遺族年金があります。[→3. 年金を受け取る]

【公的年金の給付の種類】

	基礎年金	厚生年金
老 齢	老齢基礎年金 保険料を納めた期間などに応じた額	老齢厚生年金 保険料を納付した期間や賃金 ^{※1} に応じた額
障 害	障害基礎年金 障害等級 ^{※2} に応じた額 (子がいる場合には加算あり)	障害厚生年金 賃金 ^{※1} や加入期間、障害等級 ^{※2} に応じた額
遺 族	遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子の数に応じて加算した額	遺族厚生年金 亡くなった方の老齢厚生年金の3/4の額

※1 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、厚生年金への加入期間中の給与と賞与（ボーナス）の平均額のことをいう。

※2 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金（2級以上）受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。

会社員が海外に派遣される場合には、日本の公的年金制度と海外の制度に二重に加入しなければならない場合があります。海外で働く日本人や海外から働きに来る外国人が働きやすい環境を整えるため、両国の公的年金制度に二重加入することを防止するとともに、加入期間を通算できるようにする取り組みを進めています。[→4. 外国で生活する]

2. 保険料を納める

日本の公的年金制度では、原則として、日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の人は全員、公的年金制度に加入する必要があります（これを「国民皆年金」といいます。）。保険料を納める方法は、公的年金制度の加入方法によって異なります。また、経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料を免除する制度などがあります。

この章では、「保険料を納める」ことについて、具体的に説明します。

（１）公的年金制度に加入する

70歳未満の会社員（厚生年金の適用事業所で働いている人^{※1}）、国・地方公共団体の公務員や私立学校の教職員は、厚生年金に加入します（加入した人を被保険者といいます）。これらの会社や国・自治体、学校などに雇われている人は、原則として、厚生年金に加入すると同時に、国民年金の第2号被保険者になります。

厚生年金加入者の配偶者で扶養されている（年収が130万円未満で、かつ、配偶者の年収の2分の1未満である）20歳以上60歳未満の人は、国民年金の第3号被保険者^{※2}となります。

これら以外の自営業者、学生などで、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金の第1号被保険者となります。

※1 短時間労働者であっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上である者には社会保険が適用される。また、4分の3未満であっても、①週の所定労働時間が20時間以上であること、②月額賃金が8.8万円以上であること、③勤務期間が2か月以上見込まれること、④学生ではないこと、⑤従業員数50人超の規模である企業に使用されていること（50人以下の企業でも労使合意があれば適用対象となる）、の5つの条件を満たす場合には、厚生年金に加入することになる。

※2 2020年4月から、原則として日本国内に住む方が対象となっている。

（２）公的年金の保険料の納め方

自営業者、学生など（国民年金の第1号被保険者）は、毎月一定額（17,510円（2025年度））の保険料を自分で納めます。

会社員など（国民年金の第2号被保険者）は、給与や賞与^{※1}に、定められた保険料率（2017年9月から18.3%）で計算した額を会社と折半で負担します。厚生年金の保険料は、会社側に納める義務があり、会社は従業員に支払う給与などから、本人負担分の保険料を天引き（源泉徴収）し、会社負担分と合わせて納めます。

国民年金・厚生年金の保険料は、平成16（2004）年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられ、それぞれ2017年4月に16,900円（2004年度価格）^{※2}、2017年9月^{※3}に18.3%に達しました。なお、国民年金の第1号被保険者の方の産前産後期間に保険料を免除する制度が2019年4月に施行されたことに伴い、国民年金の保険料は同月から17,000円（2004年度価格）に引き上がりました。

厚生年金に加入している人に扶養されている配偶者（国民年金の第3号被保険者）は、自ら

2. 保険料を納める

保険料を納める必要はありません。第3号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、厚生年金から拠出されます。

- ※1 保険料を計算する際には、実際の給与や賞与を基に定める標準報酬月額や標準賞与額を使う。標準報酬月額は、原則として、4～6月の3か月の平均給与を基に毎年9月に改定する。
- ※2 実際の保険料額は、2004年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定める。
- ※3 私立学校教職員の厚生年金保険料率は、2027年度までかけて上限（18.3%）に達する。

	国民年金	厚生年金	保険料 (2025年4月時点)
自営業者、学生など (20歳以上60歳未満で下記以外の人)	第1号被保険者	—	17,510円(月額)
適用事業所に雇用される 会社員など(70歳未満)	第2号被保険者※	厚生年金被保険者	月収の18.3% (労使折半。本人負担は9.15%)
国家公務員(70歳未満) 地方公務員(70歳未満)			月収の16.743% (労使折半。本人負担は8.3715%)
私立学校教職員(70歳未満)			月収の16.743% (労使折半。本人負担は8.3715%)
被用者の配偶者であって扶養されている人	第3号被保険者	—	保険料負担はない (配偶者が加入する厚生年金が負担)

※ 65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する人は、厚生年金の被保険者になるが、国民年金の第2号被保険者にはならない。

(3) 国民年金の保険料が納められない場合

① 保険料の免除

国民年金の第1号被保険者の中には、失業して所得がない人など経済的な理由で一時的に保険料を納められない人もいます。そのため、国民年金制度では保険料免除の仕組みを設けています。保険料が免除されると、将来受け取る老齢基礎年金が減額されます。免除された保険料は、10年以内であれば追納することができ、追納した場合は納めた期間として、計算されます。

ア. 保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、市区町村へ申請することにより、保険料の全額または一部（3／4・半額・1／4）の納付が免除されます。

【免除の対象となる所得の基準（2025年度）】

	前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35 万円 + 32 万円
3 / 4 免除	88 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
1 / 4 免除	168 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

イ. 保険料の法定免除

次のような事由に該当する人は、市区町村へ届け出ると保険料が免除されます。

- ① 障害基礎年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助を受けている人
- ③ ハンセン病療養所などに入所している人

② 保険料の納付特例・納付猶予

学生や、若年者で就職が困難であったり、失業中であつたりするなどの理由で所得が低い人について、国民年金保険料の納付を猶予する制度もあります。

国民年金保険料の納付が猶予された期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）には反映されますが、年金額の計算には反映されません。なお、猶予された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

ア. 学生納付特例制度

学生（大学・大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する人）で、本人の所得が一定額以下の場合に、在学中の保険料の納付が猶予されます。

- 所得の基準（申請者本人のみ）〔2025 年度〕
128 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

イ. 納付猶予制度（2030年 6 月まで）

50歳未満の第 1 号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

- 所得の基準（申請者本人と配偶者）〔2025 年度〕
(扶養親族等の数+1) × 35 万円 + 32 万円

(4) 出産・子育てをしている場合

出産・子育てをする人を支援するために、産休期間中の人や育児休業などを取得した人に対して、国民年金、厚生年金の特例措置を設けています。

① 産休期間中、産前産後期間中の特例

ア. 産前産後の休業期間中の保険料免除

産前産後の休業[※]について、休業を開始した月から終了した月（終了日の翌日の月）の前月までの厚生年金保険料が免除されます。この期間は、保険料を納めた期間とみなされ、休業前の給与水準に応じた老齢厚生年金の給付が保障されます。

※ 出産日の42日以前（多胎妊娠の場合は98日前）から出産日の56日後まで

また、2019年4月からは、国民年金の第1号被保険者の産前産後期間について、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）からその翌々月までの国民年金保険料が免除されています。この期間は、保険料を納めた期間とみなされ、免除期間は満額の基礎年金を保障しています。また、この費用に充てるため、国民年金の保険料が2004年度価格水準で月額100円引き上げられました。

イ. 産前産後休業などを終了した際の標準報酬月額の改定の特例

産前産後休業を終了した人が、職場復帰した場合は、その後の3か月間の給与の平均額で標準報酬月額を改定して、厚生年金保険料を計算することができます。職場復帰せず、そのまま育児休業などに入った場合には、育児休業などが終了してから改定します。

② 育休期間中の特例¹

ア. 育児休業などの期間中の保険料免除

子どもが3歳になるまでの間の育児休業などについて、休業を開始した月から終了した月（終了日の翌日の月）の前月までの厚生年金保険料が免除されます。この期間は、保険料を納めた期間とみなされ、休業前の給与水準に応じた老齢厚生年金の給付が保障されます。

イ. 育児休業などを終了した際の標準報酬月額の改定の特例

育児休業などを終了した人が、3歳未満の子どもを養育しながら職場復帰した場合は、その後の3か月間の給与平均額で標準報酬月額を改定し、厚生年金保険料を計算します。

ウ. 3歳未満の子どもの養育期間における標準報酬月額のみなし措置

3歳未満の子どもを養育する期間中の標準報酬月額が、子どもを養育する前の標準報酬月額を下回る場合には、従前の標準報酬月額がその期間における標準報酬月額とみなされて、将来受け取る老齢厚生年金の額が計算されます。

1 なお、2022年10月1日から、育児休業中の保険料免除要件が見直されました。具体的には、①育休開始日の属する月について、月末時点で育休を取得している場合に加え、その月中に2週間以上育休を取得した場合も保険料が免除され、②賞与にかかる保険料は、1ヶ月超の育休取得者に限り免除対象となります。

3. 年金を受け取る

公的年金は、高齢で働けなくなったときや障害を負ったとき、家族が亡くなったときなどに、本人や遺族に年金を支給することで生活を保障します。年金を受け取るためには、これまで保険料を納めてきたことなどの要件を満たしている必要があります。

この章では、「年金を受け取る」ことについて、具体的に説明します。

(1) 高齢になったとき（老齢年金）

高齢になり、会社を退職するなどして所得が低くなったときの生活の支えとなるのが、老齢基礎年金と老齢厚生年金です。受け取る年金額は、保険料を納めた期間などによって決まります。

【老齢基礎年金】

支給要件	① 受給資格期間（年金を受け取るために必要な期間） 保険料を納めた期間と保険料を免除された期間※¹が合わせて10年以上あること。 ② 支給開始年齢 65歳（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給も可能）。
年金額（2025年度）※ ²	保険料を納めた月数 + [保険料を免除された月数 × (1/2 ~ 7/8)] ※³ ■ 年金額 = 満額 × $\frac{\text{保険料を納めた月数} + [\text{保険料を免除された月数} \times (1/2 \sim 7/8)]}{480}$ (40年※⁴ × 12月) ■ 満額 = 831,700円 (480月 (40年 × 12月) 保険料を納めた場合。 物価や賃金に応じて毎年4月に改定) ■ 繰上げ受給・繰下げ受給 (1941年4月2日以後生まれの人 (月単位)) - 繰上げ受給 (60歳から65歳前までに受給を開始) 減額率 = 0.4% × 繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数 (最大24%減額) - 繰下げ受給 (66歳以降に受給を開始。75歳まで。) 増額率 = 0.7% × 65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数 (最大84%増額)

※¹ 1966年3月31日以前に、強制加入期間とされていなかった期間などいわゆる「合算対象期間」を含む。

※² 年金額はいずれも昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額である。

※³ 保険料を免除された期間がある人は、免除の種類と基礎年金の国庫負担割合に応じて計算式が変わる。学生納付特例や納付猶予を利用した期間は、保険料を追納しないと年金額には反映されない。

・ 保険料全額免除月数 × 1/2 (2009年3月以前の期間は1/3)

・ 保険料3/4免除月数 × 5/8 (同1/2)

・ 保険料半額免除月数 × 3/4 (同2/3)

・ 保険料1/4免除月数 × 7/8 (同5/6)

例えば、2009年以降に20年間保険料を納付し、10年間全額免除、10年間半額免除を受けた人は、

満額 × (20年 × 12か月 + 10年 × 12か月 × 1/2 + 10年 × 12か月 × 3/4) / 480月 = 満額 × 390月 / 480月 として計算。

※⁴ 1941年4月1日以前生まれの人は、生年月日に応じて短縮。

【老齢厚生年金】

支給要件	① 受給資格期間（年金を受け取るのに必要な期間） 老齢基礎年金の受給資格を満たしていて、厚生年金の加入期間が1か月以上あること （ただし、特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金の加入期間が1年以上であることが必要） ② 支給開始年齢 65歳（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降75歳までの繰下げ受給も可能） ※経過措置として、65歳前から特別支給の老齢厚生年金が支給される場合がある（後述）
年金額（2025年度） ※1	■ 老齢厚生年金（報酬比例部分） 年金額^{※2} $= \text{平均標準報酬月額}^{\text{※3}} \times (9.5/1000 \sim 7.125/1000)^{\text{※4}} \times 2003.3 \text{以前の被保険者期間の月数}$ $+ \text{平均標準報酬額}^{\text{※3}} \times (7.308/1000 \sim 5.481/1000)^{\text{※4}} \times 2003.4 \text{以降の被保険者期間の月数}$ ■ 加給年金（老齢基礎年金・特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受け取る場合） ○ 支給要件 ① 本人の厚生年金加入期間が20年以上 ② 配偶者が老齢厚生年金等（厚年加入期間が20年以上のもの）や障害厚生年金等を受けていない ③ 配偶者が65歳未満で生計維持関係にある ④ 配偶者の年収が850万円未満 ・ 子ども（18歳の誕生日の前日の属する年度の年度末を経過していない子、20歳未満で1級または2級の障害者）がいる場合、人数に応じて加算 ○ 支給額 配偶者 239,300円、第1子、第2子 239,300円、第3子以降 各79,800円 ■ 特別支給の老齢厚生年金（特例に該当するものや生年月日によって受け取れる場合がある） ○ 報酬比例部分 老齢厚生年金（報酬比例部分）と同じ計算方法 ○ 定額部分 1,628円 × 改定率（1.065）× 生年月日に応じた率 × 被保険者期間の月数 ■ 老齢厚生年金の支給停止（在職老齢年金制度） 1 賃金（ボーナス込みの月収）と老齢厚生年金（月額）の合計額が51万円まで年金を全額支給 2 51万円を超えた場合、賃金の増加2に対して、年金1を停止

※1 年金額と改定率はいずれも昭和31年4月2日以後生まれの方の数値である。

※2 下記計算式によって算出された年金額のほうが高い場合は、その額を支給する。

$$\text{年金額} = [(\text{平均標準報酬月額})^{\text{※6}} \times (10/1000 \sim 7.5/1000)^{\text{※5}} \times (2003.3 \text{以前の被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬額})^{\text{※6}} \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000)^{\text{※5}} \times (2003.4 \text{以降の被保険者期間の月数})] \times \text{従前額改定率}^{\text{※6}}$$

※3 平均標準報酬（月）額は、被保険者が過去に得た標準報酬月額や標準賞与額に「再評価率」を乗じることで現在の価値に評価し直した額の平均を算出する（再評価率は、毎年度賃金・物価等の変動に応じて改定される）。（再評価率についてはP29参照）

※4 給付乗率は、生年月日によって異なる。

※5 平均標準報酬（月）額を算出する際の再評価率は、1994年改正時（1993年度時点）の水準のものをを用いる。

※6 従前額改定率は、1937年4月1日以前生まれの場合は1.063、1937年4月2日以降生まれの場合は1.061。

■「ねんきんネット」であなたの年金の見込額試算ができます

○様々な条件に応じた年金の見込額試算

【試算方法】

- 現在の加入条件が60歳まで継続したと仮定した見込額を自動表示する「**かんたん試算**」
- 今後の職業、収入および期間などの条件を自分で設定して試算する「**詳細な条件で試算**」

○ねんきんネットの利用方法

以下の方法でご利用いただくことができます。

●マイナンバーカードをお持ちの方

マイナポータルから認証連携をすることで「ねんきんネット」にアクセスできます。

●マイナンバーカードをお持ちでない方

日本年金機構のホームページからご利用登録の案内に沿って必要事項を入力し、ユーザIDを取得することで、ご利用いただけます。

※ アクセスキー（「ねんきん定期便」などに記載されている17ケタの番号）をお持ちの方には、インターネット上で即時にユーザIDを発行いたします。アクセスキーをお持ちでない方は、5営業日程度で、ユーザIDを記載したハガキをご自宅にお届けします。

○その他便利な機能

- 24時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用可能
- ご自身の最新の年金記録を確認
- 持ち主不明の年金記録の検索
- 確定申告・年末調整に必要な通知書をマイナポータルで受け取る
- 老齢年金請求や公的年金の扶養親族等申告書をマイナポータルを利用して電子申請する



「ねんきんネット」のご利用はこちらから

「ねんきんネット」をご活用ください！

これから年金を受け取る方へ

年金記録がいつでも確認できます！

年金記録の誤りや保険料の納め忘れがないかを確認できます

- 年金の加入月数
- 資格取得・喪失年月日
- 月ごとの給付状況
- 持ち主不明記録の検索

年金見込額の試算、年金請求の手続きも！

年金見込額の試算や年金請求手続きをオンラインで行えます

- 年金見込額の試算
- 将来受け取る年金見込額を確認できます。（所得計算のほか、収入などの条件設定も可能）
- 年金請求の手続き
- 老齢年金の請求ができるようになりました！（一部の方から順次開始）

現在年金を受け取っている方へ

扶養親族等申告書の提出をスマホで！

毎年の郵送手続きが不要

扶養親族等申告書をスマートフォンで簡単に提出できます

- 郵送する手間や切手代も不要
- 本人情報は自動で入力
- 入力間違いも場でチェック
- 処理状況や申請結果も確認可能

通知がオンラインで受け取れます！

確定申告を簡単にできるかな？

e-Tax対応の通知書データの受け取りやオンラインで通知書の内容確認ができます

- 源泉徴収額の電子交付
- 公的年金等の源泉徴収票を電子データで受け取り、e-Taxでの確定申告に利用できます。
- 通知書（電子版）の確認
- 年金給付決定通知書
- 年金払込通知書
- 受給資格喪失通知書 など

日本年金機構 Japan Pension Service

利用登録方法は請求書に記載されています

「ねんきんネット」は「マイナポータル」との連携で簡単に利用できます

マイナポータルからの利用登録

① マイナポータルアプリを起動し、トップページの「登録・ログイン」を選択する

② 数字4桁のパスワードを入力する

③ スマートフォンにマイナンバーカードをかざして読み取り開始

④ 読み取りが完了したらログインが完了

▶ マイナポータルからの利用登録が完了

マイナポータルからねんきんネットへの連携手続き

① マイナポータルのトップ画面「年金」から「トップページ（ねんきんネット）」を選択する

② 「連携に同意する」にチェックを入れ、「ねんきんネットと連携」を選択する

③ 「メールアドレスの登録/変更」からメールアドレスを入力する

▶ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了

ねんきんネットの利用開始

● ねんきんネットの各機能は、左上の「メニュー」から選択する

- ・マイナポータルからねんきんネットへ連携する場合は、顔認証利用登録が可能な場合があります。
- ・本利用開始から2週間です。
- ・期間満了後は、連携するまでに利用開始を要する場合があります。
- ・高齢年金受給者や就労していない等、一部に利用できない場合があります。

ぜひ、ねんきんネットの便利な機能をご利用ください！

登録方法や操作にお困りの場合は

●相談チャットで確認

「ねんきんネット」に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする「ねんきんネット相談チャット」が、24時間いつでもおこなっています。

日本年金機構ホームページのトップ画面「相談チャット報告窓口」からアクセスしてください。

●ホームページで確認

ねんきんネット 検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

●お電話で確認（ねんきんネット専用番号）

0570-058-555

03-6700-1144

月曜日 午前9時から午後5時
火曜日 午前9時から午後5時
水曜日 午前9時から午後5時
木曜日 午前9時から午後5時
金曜日 午前9時から午後5時
土曜日 午前9時から午後5時
日曜日 午前9時から午後5時
※土曜日、日曜日の受付は、一部を除く。

12月24日（木）15時以降は、お問い合わせできません。

■手軽に年金額を確認できる「公的年金シミュレーター」

○公的年金シミュレーターの概要

- 公的年金シミュレーターは、令和2年改正年金法を分かりやすく周知すること、働き方や暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、令和4年4月から運用を開始しました。
- ねんきん定期便の二次元コードを読み取るなどして将来の年金受給見込額を簡単に試算でき、働き方や暮らし方の変化に応じた年金額の変化も試算できます。令和5年4月に年金受給開始時点での税や保険料の大まかなイメージを表示する機能を追加し、同年7月には民間サービスとの連携に向けたプログラムを公開、令和6年1月には在職定時改定の試算機能を追加しました。

○公的年金シミュレーターの特徴

【簡単でスムーズな操作性】

- ・ID・パスワードは不要で、すぐに試算を始めることができます。
- ・「ねんきん定期便」の二次元コードを利用すれば、よりスムーズに入力が可能。

【グラフを表示しながら試算できる】

- ・スライドバーを動かすと年金額の変化が一目で分かります。

【データ管理も安心・安全】

- ・個人情報は記録、保存されません。



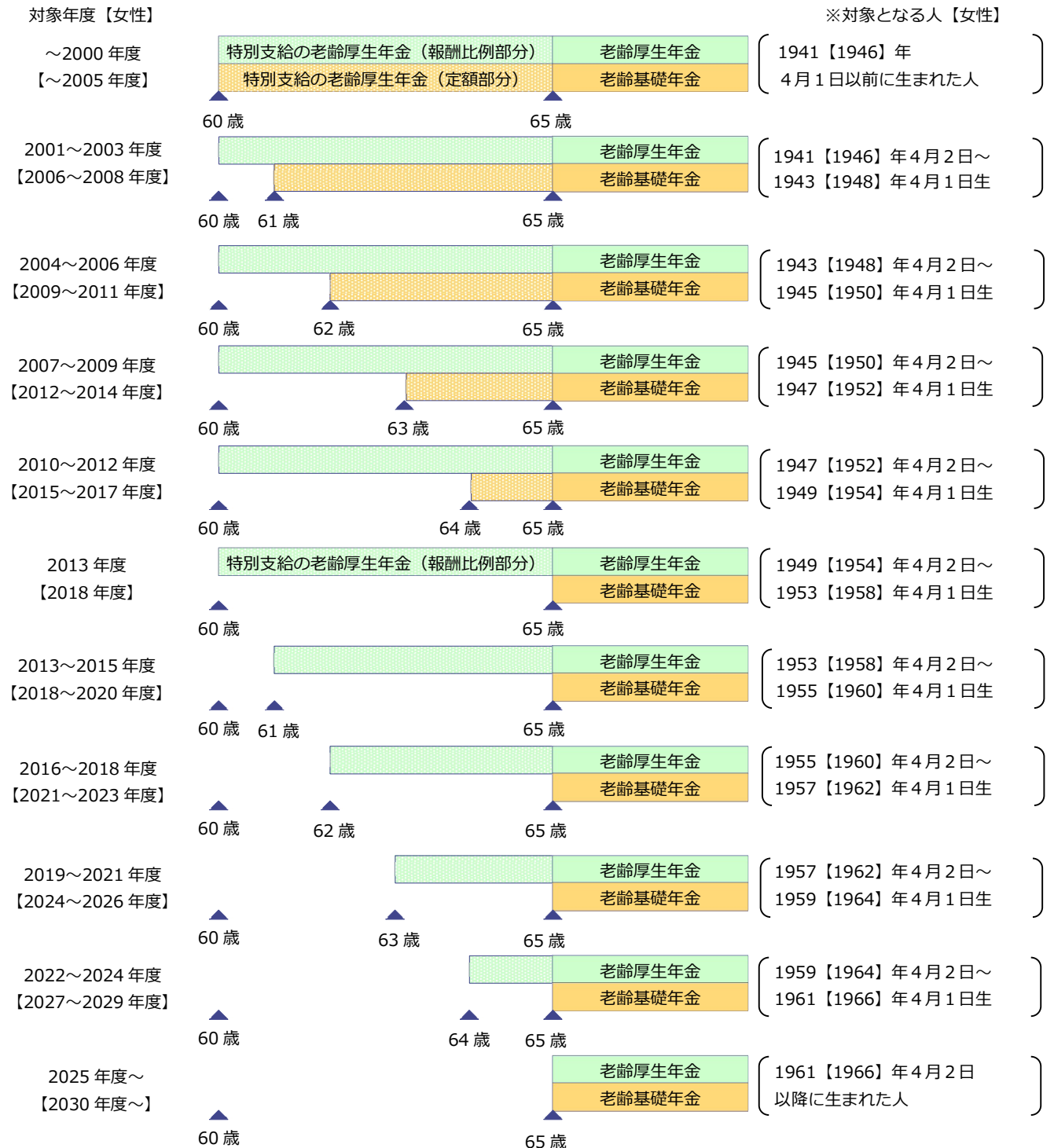
公的年金シミュレーターで
試算を始める

○公的年金シミュレーターの使い方



① 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げスケジュール

特別支給の老齢厚生年金は、現在、その支給開始年齢が段階的に引き上げられており、男性は2025年度まで、女性は2030年度までにかけて、支給開始年齢が65歳へ引き上げられます。



※ 上記の受給開始年齢の引上げスケジュールは会社員などのもの
 (公務員や私立学校教職員は、男女とも会社員などの男性と同じスケジュール)

② 離婚時における厚生年金の分割

配偶者を扶養する厚生年金被保険者が負担した厚生年金保険料は、夫婦が共同して負担したものであるという基本的認識の下にあると考えられることから、その離婚時に、以下の方法により、配偶者の厚生年金を分割する仕組みを設けています。

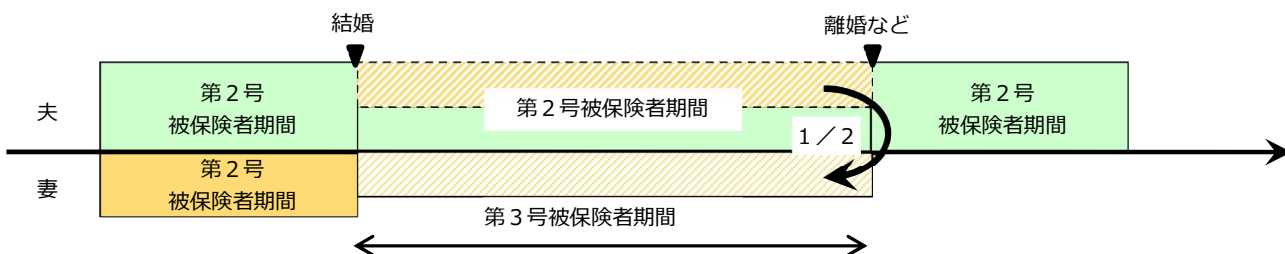
ア. 当事者の合意や裁判所の決定があれば、第3号被保険者ではなかった共働き期間なども含む婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができます。

※ 分割割合は婚姻期間中に夫婦として納めた保険料納付記録の合計の2分の1が限度です。

イ. 当事者の合意や裁判所の決定がなくても、2008年4月以降の扶養されていた第3号被保険者期間は、配偶者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割できます。

※ イについては、配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など、分割を適用することが必要な事情にあると認める場合にも、分割することが可能です。

【会社員の夫と専業主婦の妻が離婚した場合のイメージ】



(2) 障害を負ったとき（障害年金）

事故などにより障害を負ってしまったような場合の生活を支えるために支給されるのが、障害年金です。障害の等級によって年金額が決まります。

	障害基礎年金	障害厚生年金
支給要件	①保険料納付要件 ア) 初診日の前日において、初診日の月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が2／3以上である。 イ) 初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない。（直近1年要件の特例） ②初診日に、被保険者であるか、または被保険者であった人で60歳以上65歳未満の国内居住者である ③障害の状態 障害認定日※¹に、障害の程度が1級・2級に該当する。 (障害認定日に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級・2級に該当した時は、支給できる) ※20歳前傷病による障害基礎年金 初診日に20歳未満であった人が、(i) 20歳に達した日に1級・2級の障害の状態にあるとき、または、(ii) 20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給される。ただし、所得制限※²がある。	①保険料納付要件 障害基礎年金と同じ。 ②初診日に、被保険者である ③障害の状態 障害認定日※¹に、障害の程度が1級～3級に該当する。
年金額 (2025年度) ※ ³	1級 831,700円×1.25 + 子の加算 2級 831,700円 + 子の加算 ※ 子の加算 第1子・第2子：各239,300円 第3子以降：各79,800円	1級 老齢厚生年金額×1.25+配偶者の加算 2級 老齢厚生年金額+配偶者の加算 3級 老齢厚生年金額 (最低保障額 623,800円) ※ 配偶者の加算…239,300円 (注) 障害厚生年金を計算する際、被保険者期間が300か月(=25年)に満たないときは300か月(=25年)として計算。

※¹ 障害認定日とは、初診日から1年6か月経過した日（その間に症状が固定した場合は、固定した日）をいう。

※² 所得制限の目安 全額支給停止:472.1万円、2分の1支給停止:370.4万円

※³ 年金額はいずれも昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額である。

○ 障害等級

	障害の状態
1級	他人の介助を受けなければ、ほとんど自らのことができない程度の状態 (具体例) ① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下の場合 ② 両手のすべての指を失った場合 ③ 両足を足関節以上で失った場合 など
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、就労 ができない程度の状態 (具体例) ① 両眼の視力がそれぞれ0.07以下の場合 ② 片手のすべての指を失った場合 ③ 片足を足関節以上で失った場合 など
3級 (障害厚生 年金のみ)	就労に著しい制限を受ける程度の状態 (具体例) ① 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に低下した場合 ② 一上肢の3大関節（肩関節、肘関節、手関節）のうち、2関節に著しい 障害を残す場合 ③ 一下肢の3大関節（股関節、膝関節、足関節）のうち、2関節に著しい 障害を残す場合 など

○ 基礎年金と厚生年金の受給できる組み合わせ

【65歳以上の方の場合】

- ・ 「老齢基礎年金」を受給する場合（①）は、「老齢厚生年金」又は「遺族厚生年金」のどちらか1つを選択して同時に受給することができます。
- ・ 「障害基礎年金」を受給する場合（②）は、「老齢厚生年金」、「障害厚生年金」、「遺族厚生年金」のうちいずれか1つを選択して同時に受給することができます。
- ・ 「遺族基礎年金」を受給する場合（③）は、「遺族厚生年金」を同時に受給することができます。

国民年金	厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
①老齢基礎年金		○	×	○
②障害基礎年金		○	○	○
③遺族基礎年金		×	×	○

(注) ○：選択できる組み合わせ ×：選択できない組み合わせ

【65 歳未満の方の場合】

- ・「老齢基礎年金」を受給する場合は、「老齢厚生年金」を同時に受給することができます。
- ・「障害基礎年金」を受給する場合は、「障害厚生年金」を同時に受給することができます。
- ・「遺族基礎年金」を受給する場合は、「遺族厚生年金」を同時に受給することができます。

※ 65 歳未満が受給する老齢基礎年金は、繰上げ支給の老齢基礎年金です。また、65 歳未満が受給する老齢厚生年金は、特別支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金です。

(3) 家族が亡くなったとき（遺族年金）

家族が亡くなったときに、遺族の生活の安定のために支給されるのが、遺族年金です。年金額は、遺族基礎年金が定額であるのに対し、遺族厚生年金は亡くなった方の保険料を納めた期間などによって決まります。

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	① 次の要件のいずれかに該当すること ア) 短期要件 ① 被保険者が死亡したとき ② 被保険者であったことがある60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき イ) 長期要件 老齢基礎年金（保険料納付済期間等が25年以上のものに限る。）の受給権者または保険料納付済期間等が25年以上ある人が死亡したとき ② 保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日前日において、死亡日の月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が2／3以上であること（障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例あり） ③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給される^{※1}。 ① 子^{※2}のある配偶者 ② 子	① 次の要件のいずれかに該当すること ア) 短期要件 ① 被保険者が死亡したとき ② 被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき ③ 1級または2級の障害厚生年金受給権者が死亡したとき イ) 長期要件 老齢厚生年金（保険料納付済期間等が25年以上のものに限る。）の受給権者または保険料納付済期間等が25年以上ある人が死亡したとき ② 保険料納付要件 短期要件の①・②の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要 ③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給される^{※1}。ただし、③④⑤は先順位の人が受給するときは遺族とはならない。 ① 配偶者^{※3}（夫は55歳以上、60歳から支給） ② 子^{※2} ③ 父母（55歳以上、60歳から支給） ④ 孫^{※2} ⑤ 祖父母（55歳以上、60歳から支給）

3. 年金を受け取る

(2025年度) 年金額 ※4	831,700円 + 子の加算 ●子の加算 第1子・第2子：各239,300円 第3子以降：各 79,800円	死亡した者の老齢厚生年金額×3/4 (注) 短期要件の場合、死亡した人の老齢厚生年金の計算をする際、被保険者期間が300か月(25年)に満たないときは300か月(25年)。
--	--	--

- ※1 子に対する遺族基礎年金・遺族厚生年金は、配偶者が遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給権を有する期間、支給を停止する。
- ※2 子は、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していないか又は、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない子をいう。遺族厚生年金については、孫にも同じ要件がある。
- ※3 夫の死亡時に30歳未満で子のいない妻などに対して支給される遺族厚生年金は、5年間の有期給付。
- ※4 年金額はいずれも昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額である。

① 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給

老齢厚生年金を受ける権利がある65歳以上の人、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受けるときは、次の(1)と(2)の額を比較し、高い方の年金額を受け取ることになります。

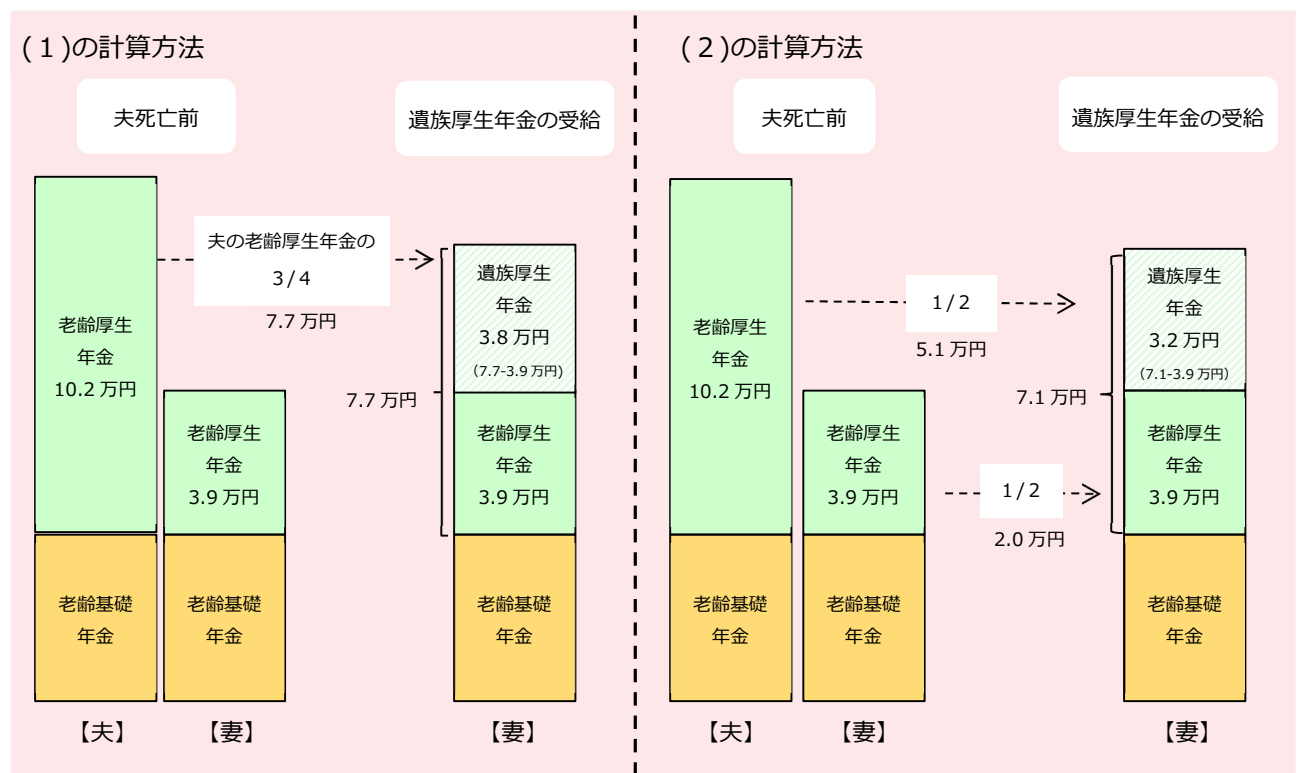
(1) 「死亡した配偶者の老齢厚生年金の4分の3」

(2) 「死亡した配偶者の老齢厚生年金の2分の1」と「本人の老齢厚生年金（子の加給年金額を除く）の額の2分の1」を合計した額

実際に年金を受け取る際には、上記の計算方法で決まった年金額と本人の老齢厚生年金の満額との差額が遺族厚生年金として支給されます。

【イメージ図：夫の老齢厚生年金は10.2万円、妻の老齢厚生年金は3.9万円で夫が死亡した場合】

この場合、(1)の計算では、年金額7.7万円、(2)の計算では、年金額7.1万円となり、年金額の高い(1)の方法で併給することになります。



② 中高齢寡婦加算

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、623,800円（年額）が加算されます。これを、中高齢寡婦加算といいます。

- 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻。
- 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子がいる妻（40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る）が、子が一定の年齢になったことにより、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

(4) その他の給付を受け取れるとき

① 国民年金におけるその他の給付

ア. 寡婦年金

寡婦年金は、国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある夫が死亡したときに、夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつその婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の3/4です。

イ. 付加年金

付加年金は、国民年金の付加保険料を納めた場合に、老齢基礎年金に加算して支給されます。付加保険料額は月額400円で、受給額（年額）は200円×付加保険料納付月数で計算されます。国民年金の第1号被保険者以外の人には付加保険料を納めることはできません（国民年金基金に加入している人は、掛金に付加保険料相当分が含まれています。）。

（例）20歳から60歳まで毎月付加保険料を納めた場合（総額192,000円）
→ 年金額 96,000円増額（終身）

ウ. 死亡一時金

死亡一時金は、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に、支給されます。

第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数等※が、36か月以上の人を対象です。

エ. 脱退一時金

脱退一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数等※が6か月以上ある外国人で、老齢基礎年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま日本に住所を有しなくなったときに、日本に住所を有しなくなった日（被保険者でなくなった日の方が遅い場合は当該日）から2年以内の請求により支給されます。

※ 保険料納付済期間の月数等とは、以下を合算したもの。

- (1) 保険料納付済期間の月数
- (2) 保険料1/4免除期間の月数×3/4
- (3) 保険料半額免除期間の月数×1/2
- (4) 保険料3/4免除期間の月数×1/4

② 厚生年金におけるその他の給付

ア. 障害手当金

障害手当金は、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間のある人が、厚生年金被保険者期間中に病気やけがをし、5年以内に症状が固定した場合で、一定程度の障害の状態にあるときに支給されます。

イ. 脱退一時金

脱退一時金は、厚生年金の被保険者期間が6か月以上ある外国人で、老齢厚生年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま日本に住所を有しなくなったときに、日本に住所を有しなくなった日（被保険者でなくなった日の方が遅い場合は当該日）から2年以内の請求により支給されます（国民年金の脱退一時金と同じ考え方）。

【脱退一時金の額】

（国民年金）

最後に保険料を納付した月が属する年度の保険料額×2分の1×下表に定める数

（厚生年金）

被保険者であった期間の平均標準報酬額×支給率（保険料率×2分の1×下表に定める数）

対象月数	数
6か月以上12か月未満	6
12か月以上18か月未満	12
18か月以上24か月未満	18
24か月以上30か月未満	24
30か月以上36か月未満	30
36か月以上42か月未満	36
42か月以上48か月未満	42
48か月以上54か月未満	48
54か月以上60か月未満	54
60か月以上	60

（注1）保険料率は、厚生年金保険の被保険者期間の最終月によって、次のように規定されている。

1月～8月：前々年の10月時点の保険料率 / 9月～12月：前年の10月時点の保険料率

（注2）対象月数の上限は、2021年4月より36か月（3年）から60か月（5年）に引き上げられた。

（注3）保険料を最後に納付した月が2021年3月以前の場合は、36月（3年）を上限として支給額を計算する。

③ その他の給付

ア. 特別障害給付金

(i) 1991年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、または(ii) 1986年3月以前に国民年金任意加入対象であったサラリーマンの配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級又は2級相当の障害の状態にある人には、特別障害給付金が支給されます。ただし、65歳前にその障害状態に該当した場合に限られます。

〔2025年度の支給額〕

障害基礎年金1級に該当する人	56,850円(月額)
障害基礎年金2級に該当する人	45,480円(月額)

(注) 支給額は毎年度、物価の変動に応じて改定される。また、本人の所得によっては、支給額が全額または半額、制限される場合がある。(所得制限の目安は、20歳前傷病による障害基礎年金と同じ)

〔請求の窓口〕 住所地の市区町村

イ. 年金生活者支援給付金

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中には、年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている人がいるため、社会保障と税の一体改革に伴い、2012年に「年金生活者支援給付金制度」を創設しました。年金生活者支援給付金は、2019年10月から、消費税率を10%に引き上げた時に増加した消費税収を基に支給されています。

年金生活者支援給付金制度の種類とそれぞれの対象者・支給額は以下のとおりです。

【高齢者への給付金(老齢年金生活者支援給付金)】

支給要件	① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(給与所得や利子所得など)との合計額が、老齢基礎年金満額相当(約79万円) ※ ¹ 以下であること ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
(2025年度) 支給額	(1) と (2) の合計額 (1) 保険料納付済期間に基づく額(月額) = 5,450円 ※ ² × 保険料納付済期間(月数) / 480月 (2) 保険料免除期間に基づく額(月額) = 11,551円 ※ ³ × 保険料免除期間(月数) / 480月

※1 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。2024年度からは、昭和31年4月2日以後生まれの方は789,300円、昭和31年4月1日以前生まれの方は787,700円。
※2 毎年度、物価変動に応じて改定。
※3 昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,551円、保険料1/4免除期間は、5,775円。
昭和31年4月1日以前生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,518円、保険料1/4免除期間の場合は、5,759円。

【高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）】

支給要件	① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること ② 老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない一方で、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が、約89万円 ^{※1} 以下であること ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
支給額	老齢年金生活者支援給付金を受けられる人との所得の逆転を防ぐよう政令で定める額

※1 2024年度は、昭和31年4月2日以後生まれの方は889,300円、昭和31年4月1日以前生まれの方は887,700円。

【障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）】

支給要件	① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること ② 前年の所得 ^{※1} が、472万1,000円以下 ^{※2} であること
(2025年度) 支給額	障害等級1級の者 ……6,813円 ^{※3} (月額) 障害等級2級の者及び遺族である者 ……5,450円 ^{※3} (月額)

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※2 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

※3 毎年度、物価変動に応じて改定。

（5）年金額の改定

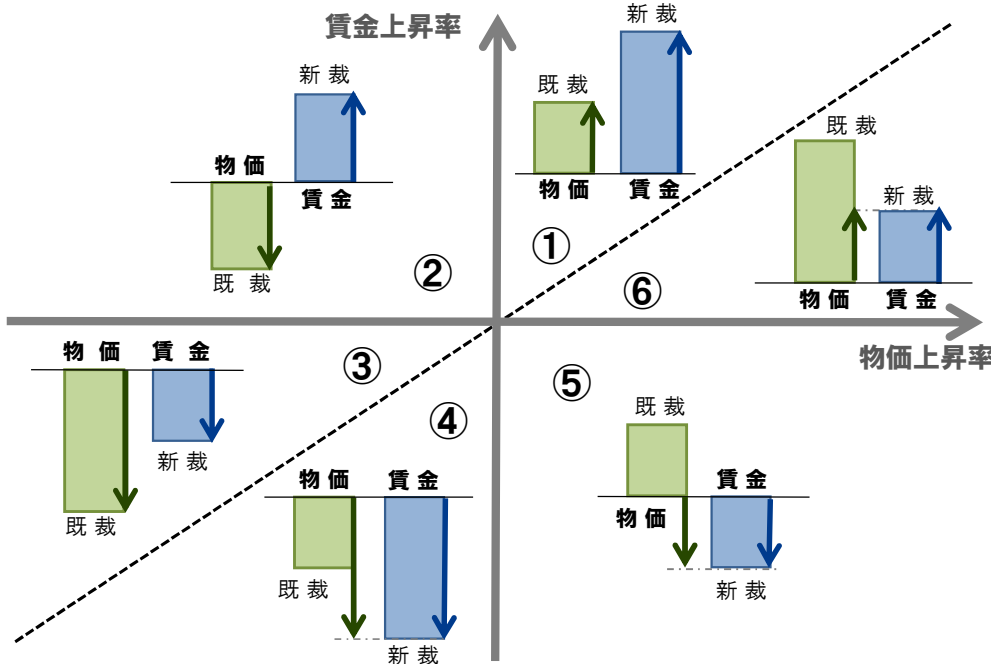
①基本的な考え方

経済成長によって現役世代の所得が増大した場合に、高齢者などに対しても経済成長による生活水準の向上を反映させ、物価上昇による実質的な購買力の低下を防ぐ必要があります。

そのため日本の公的年金制度では、新規裁定年金（67歳に達する日の属する年度までの年金）の改定については、現役世代の賃金水準の変動に応じて行い、既裁定年金（68歳に達する日の属する年度以降の年金）の改定については、物価水準の変動に応じて行うことを原則としています。ただし、公的年金制度の支え手として保険料を負担する現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金水準の変動が物価水準の変動を下回る場合には、既裁定年金についても賃金水準の変動に応じて改定することとしています。

改定された給付金額での支給は、その年の4月分から行われます。

年金額の改定(スライド)のルール



②具体的な改定方法

老齢基礎年金の額は、780,900円（2004年度水準の老齢基礎年金の額）に改定率を乗じることにより算出しており、毎年度、この改定率を改定することによって、年金額を改定しています。障害基礎年金、遺族基礎年金の年金額もこれと同様の方法で改定しています。

老齢厚生年金の額は、平均標準報酬（月）額を算出する際の再評価率を改定することによって、毎年度、改定しています。障害厚生年金、遺族厚生年金の年金額もこれと同様の方法で改定しています。平均標準報酬（月）額は、毎月の給与に基づく標準報酬（月）額の平均であり、この算出にあたっては、被保険者の過去の標準報酬（月）額を現在の賃金・物価水準に「再評価」します。具体的には、過去のそれぞれの時点の報酬について再評価する率（再評価率）を定め、当該再評価率を乗じて得た額を基に平均標準報酬（月）額を算出しています。

ただし、後述するように、マクロ経済スライドによる調整期間中は、現役世代の人口減少や平均余命の伸びを考慮した「調整率」を毎年度設定し、前年度よりも年金の名目額を下げない範囲で、調整率に相当する分だけ年金額の上昇を抑制しています。

老齢基礎年金の改定率および老齢厚生年金の再評価率は、具体的には以下の式で算出されます。

年金新規裁定	改定率（再評価率） ＝前年度の改定率（再評価率）×名目手取り賃金変動率
既裁定年金	改定率（再評価率） ＝前年度の改定率（再評価率）×物価変動率※ ※ 物価変動率＞名目手取り賃金変動率の場合は、名目手取り賃金変動率

【年金額の改定に用いる指標】

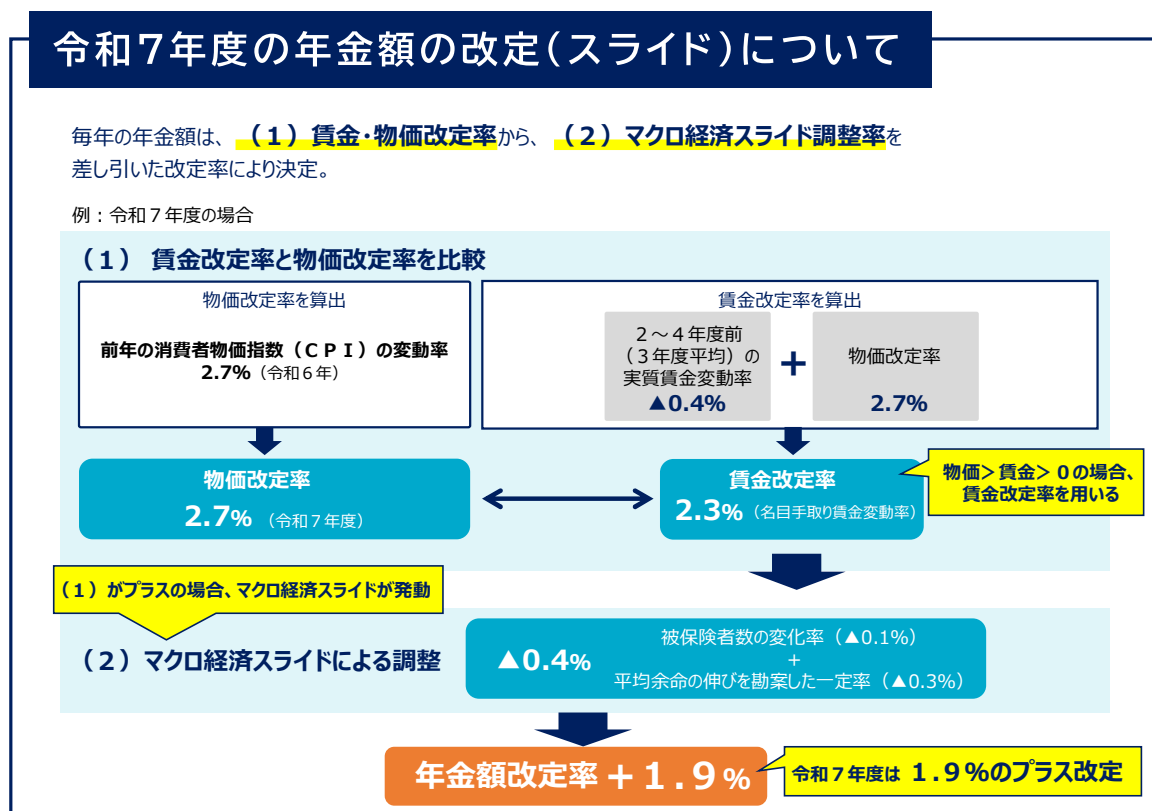
- 物価変動率 = 前年の年平均全国消費者物価指数 ÷ 2 年前の年平均全国消費者物価指数
- 実質賃金変動率 = 2 ～ 4 年度前の名目賃金変動率 ÷ 2 ～ 4 年度前の物価変動率
- 名目手取り賃金変動率 = 物価変動率 × 実質賃金変動率 × 3 年度前の可処分所得割合変化率※

※ 可処分所得割合変化率は、2004年度以降、保険料率を毎年0.354%ずつ引き上げてきたことに伴う可処分所得割合の変化を考慮した指標です。2021年度以降は、可処分所得割合変化率の算出に保険料率の18.3%への引上げが完了した年度を用いることに伴い、可処分所得割合変化率は0（変化率1.000）となるため、名目手取り賃金変動率への影響はなくなっています。

【2025年度の年金額改定】

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和7年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（2.3%）を用いて改定します。また、令和7年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われます。よって、令和7年度の年金額の改定率は、1.9%となります。



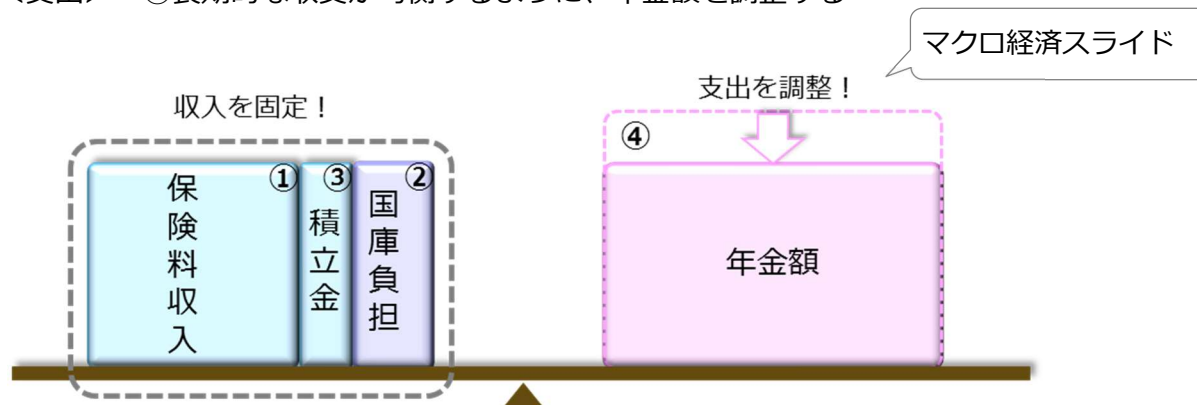
40

③ マクロ経済スライド

【長期的な財政の枠組み】

少子高齢化が進行する中で、財源の範囲内で年金給付を賄えるよう、公的年金制度の長期的な財政の枠組みとして、以下の仕組みを設けています。この年金額の調整の仕組みをマクロ経済スライドと呼んでいます。

- <収入> { ①保険料水準を固定する（2017年度まで引上げ）
 ②基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする
 ③積立金を活用する
 <支出> ④長期的な収支が均衡するように、年金額を調整する

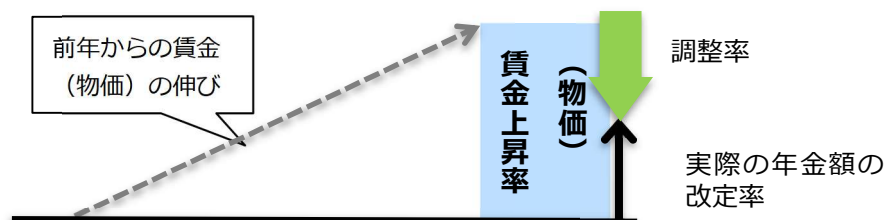


【マクロ経済スライドの仕組み】

年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定するのが原則です。マクロ経済スライドとは、長期的に財政が均衡するために必要と見込まれる一定期間※について、現役世代の人口減少や平均余命の伸びを考慮した「調整率」を毎年度設定し、調整率に相当する分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑える仕組みです。

また、年金受給者に配慮して、前年度より年金額を下げる調整までは行わない措置（名目下限措置）をとっているため、マクロ経済スライドによって名目の年金額が下がることはありません。

※ 5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に、その時点の給付費の1年分程度の積立金を保有することができるように、年金額の伸びの調整を行う期間を設定する。

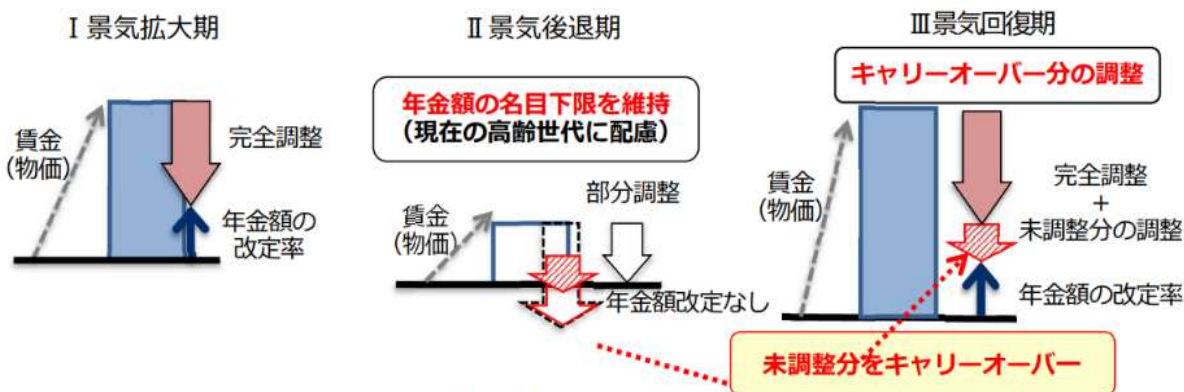


賃金や物価の上昇に伴いマクロ経済スライドによる給付水準の調整が進んでいくこととなりますが、将来世代の年金の給付水準を確保するためには、景気変動の中でこの調整を極力先送りしないようにすることが重要です。

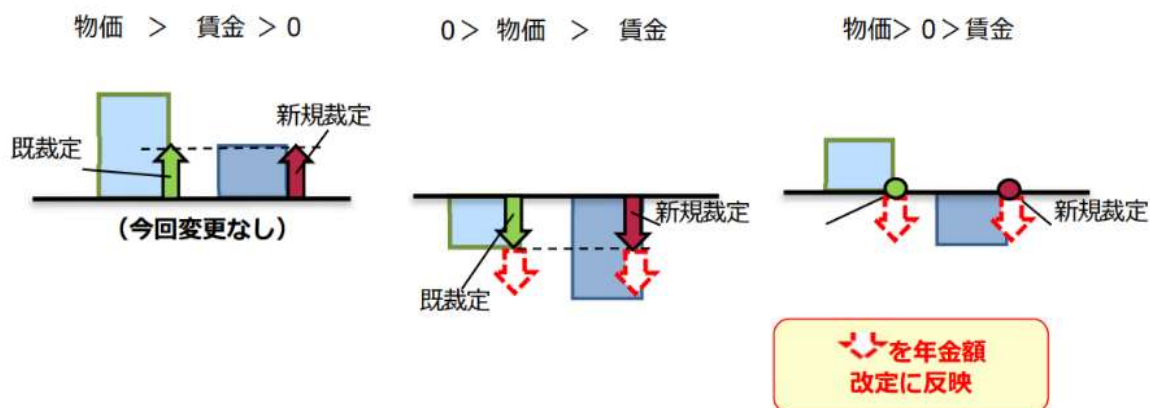
3. 年金を受け取る

こうした観点から、マクロ経済スライドについて、名目下限措置を維持しつつ、物価、賃金が上昇したときに、前年度に調整できず繰り越した未調整分（キャリーオーバー）を調整する仕組みを導入しました（2018年4月～）。また、2021年4月より、賃金が物価を下回る場合には、賃金に合わせて年金額を改定するようルールが見直されました。

【マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し】



【賃金・物価スライドの見直し】（2021年4月施行）



④ その他の給付額の改定

特別障害給付金と年金生活者支援給付金※については、2年前の年平均全国消費者物価指数に対する前年の年平均全国消費者物価指数の比率によって金額を改定します。

改定された給付金額での支給は、その年の4月分から行われます。

ア. 特別障害給付金

イ. 年金生活者支援給付金

老齢年金生活者支援給付金

障害年金生活者支援給付金

遺族年金生活者支援給付金

$$\text{前年の給付金額（月額）} \times \frac{\text{前年の年平均全国消費者物価指数}}{\text{2年前の年平均全国消費者物価指数}}$$

※ なお、補足的老齢年金生活者支援給付金の額は、老齢年金生活者支援給付金を受給できたと仮定した場合の受給金額を、前年中の公的年金等の収入金額と前年の所得との合計額の増加に応じて逓減することで算出します。

4. 外国で生活する

日本の公的年金制度は、基本的に日本国内に住んでいる人が対象で、原則として、外国で生活をする場合は、加入する必要はありません。しかし、日本の企業に雇われたまま外国で働く場合は、日本の公的年金制度に加入することになります。また、外国で生活をする場合でも、日本の公的年金制度に任意で加入することができます。

この章では、「外国で生活する」ときの公的年金制度について、説明します。

(1) 企業から外国に派遣されるとき（社会保障協定）

日本人でも外国に住んでいる人は、外国の公的年金制度への加入が義務付けられていることがあります。また、日本企業に雇われたままで外国に派遣されている場合など、外国に住んでいても日本の厚生年金保険に加入することがあります。

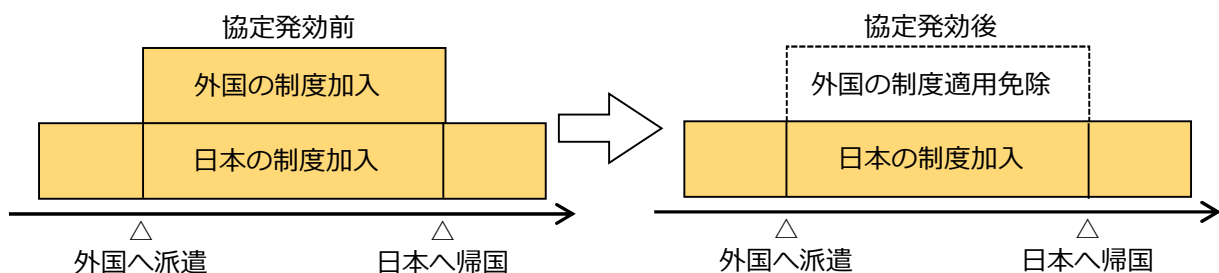
このように、日本企業から外国に派遣されて働く場合は、日本と外国の制度の両方に加入し保険料を払わなければならないということがあります（二重負担の課題）。

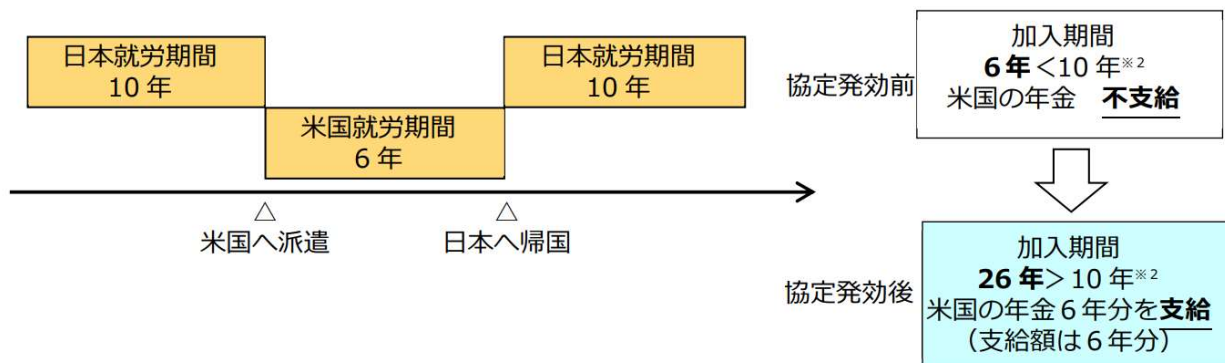
また、外国の公的年金制度に加入していた期間が短い場合には、保険料を払ったにも関わらず、外国の年金を受けられないということがあります（年金受給資格の課題）。

これらの課題に対し、現在、各国と「社会保障協定」を結び、日本と外国のどちらの制度に加入するかなどのルールを定めています。これにより、二重負担を防ぐとともに、年金の受給資格期間の計算に際して、日本と外国の年金制度への加入期間を相互に通算し、年金を受給できるようにしています。

【社会保障協定による効果】

① 二重負担の防止（日本から外国に一時的に派遣され勤務していた場合）



② 加入期間の通算^{※1}（例：日本から米国に長期に派遣され勤務していた場合）

※1 一部の協定には「加入期間の通算」に関する規定は含まれておりません。

※2 米国の年金受給のために必要な加入期間は10年相当

【社会保障協定締結などの状況（2025年4月1日時点）】

(1)発効済 23か国			(2)署名済 1か国		
	ドイツ	2000年 2月発効		インド	2016年 10月発効
	英国	2001年 2月発効		ルクセンブルク	2017年 8月発効
	大韓民国	2005年 4月発効		フィリピン	2018年 8月発効
	アメリカ	2005年 10月発効		スロバキア	2019年 7月発効
	ベルギー	2007年 1月発効		中国	2019年 9月発効
	フランス	2007年 6月発効		フィンランド	2022年 2月発効
	カナダ	2008年 3月発効		スウェーデン	2022年 6月発効
	オーストラリア	2009年 1月発効		イタリア	2024年 4月発効
	オランダ	2009年 3月発効			
	チェコ	2009年 6月発効(※)	(※)2018年8月改正議定書発効		
	スペイン	2010年 12月発効			
	アイルランド	2010年 12月発効			
	ブラジル	2012年 3月発効			
	スイス	2012年 3月発効			
	ハンガリー	2014年 1月発効			
			(3)政府間交渉中 3か国		
				トルコ	2025年 1月 第9回政府間交渉実施
				ポーランド	2024年 9月 第2回政府間交渉実施
				ノルウェー	2025年 3月 第1回政府間交渉実施
			(4)予備協議中等 2か国		
				ベトナム	
				タイ	

2000年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、欧米先進国を中心に23か国との間で協定が発効しています。また、昨今の日本と新興国との経済関係の進展に伴い、新興国との間でも協定の締結を進めています。

（2）外国で国民年金に任意加入するとき（任意加入制度）

留学などにより外国で生活する場合、原則として日本の公的年金制度に加入する義務はありません。しかし、その期間は、将来受け取る年金額には反映されず、また、もし事故などで重い障害を負ってしまったときにも、障害基礎年金を受給することはできません。

そこで、外国で生活をする日本人が希望すれば、日本の公的年金制度へ任意で加入できる制度（任意加入制度）があります。任意加入をする場合には、市区町村や年金事務所で手続きを行い、国民年金の第1号被保険者と同様、毎月定額の保険料を納めます。保険料を納付した期間は、将来の年金額に反映されるほか、もしものときには障害基礎年金を受け取ることができます。

5. 私的年金に加入する

(1) 私的年金制度とは

私的年金は、公的年金の給付と相まって、高齢期の所得確保を支援する制度です。企業や個人は、それぞれのニーズに合わせて制度を活用することができます。この章では、「私的年金への加入」について、具体的に説明します。

(2) 私的年金制度の種類

私的年金制度は大きく分けると確定給付型と確定拠出型の2種類があります。確定給付型とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度です。加入者が高齢期の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、企業などが追加拠出をしなければならない仕組みです。一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する制度です。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者自らが運用を行うことで給付額を確保し、高齢期の生活設計を立てる必要があります。

【私的年金制度の種類】

タイプ	種類	概 要
確定給付型	確定給付企業年金（規約型）	労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社や生命保険会社などが契約を結んで、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金等の上乗せ給付を行う。
	確定給付企業年金（基金型）	母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金等の上乗せ給付を行う。
	厚生年金基金※	一企業単独、親企業と子企業が共同、または同種同業の多数企業が共同して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付を行うとともに、独自の上乗せ給付を行う。
確定拠出型	確定拠出年金（企業型）	企業がその従業員のために企業と契約した信託会社や生命保険会社などの資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが企業と契約した運営管理業務を行う金融機関等を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金等の上乗せ給付を行う。
	確定拠出年金（個人型） （愛称：iDeCo）	加入者が、自ら国民年金基金連合会に拠出した掛金を、加入者ごとに国民年金基金連合会と契約した信託会社や生命保険会社などの事務委託先金融機関に積み立て、加入者自らが運営管理業務を行う金融機関等を通じて事務委託先金融機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金等の上乗せ給付を行う。
確定給付型	国民年金基金	自営業者などが、地域型国民年金基金である全国国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する人による職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢基礎年金の上乗せ給付を行う。

※ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）により、2014 年 4 月 1 日以降、厚生年金基金の新規設立は認められていない。

(3) 確定給付企業年金制度 (DB)

確定給付企業年金制度は、労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能であり、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められているなどの長所があります。

確定給付企業年金には以下の2種類があります。

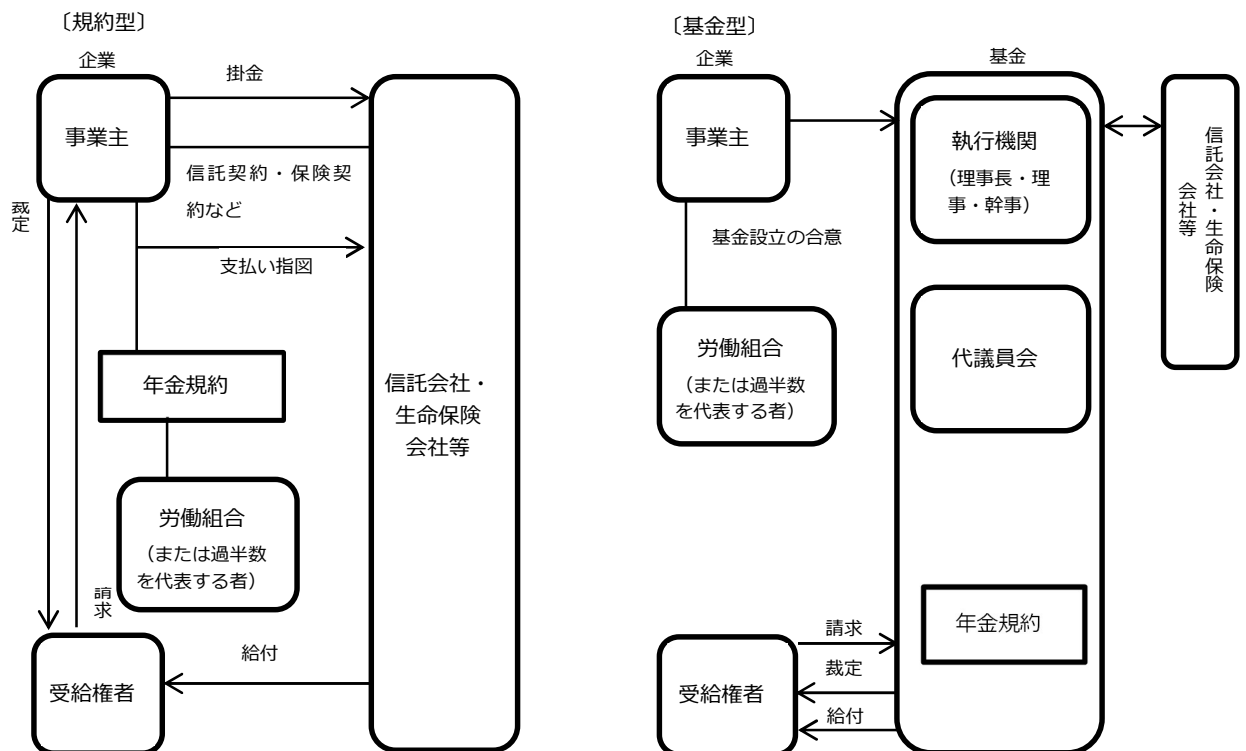
ア. 規約型確定給付企業年金

実施主体は厚生年金適用事業所の事業主です。労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社などが契約を結び、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。

イ. 基金型確定給付企業年金

実施主体は企業年金基金です。企業が別の法人格を持った企業年金基金を設立し、企業年金基金で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。

【規約型と基金型のイメージ図】



(4) 確定拠出年金制度 (DC)

確定拠出年金制度は、拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と自らの指図による運用の運用益との合計額をもとに、給付額が決定される年金制度です。確定給付型の企業年金を行うことが難しい中小企業の従業員や自営業者などのニーズに応え、離職・転職にも対応しやすい制度となっており、年々その規模を拡大しています。

確定拠出年金には以下の2種類があります。

ア. 企業型確定拠出年金 (企業型 DC)

掛金は、企業が拠出します。また、拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を越えない範囲

5. 私的年金に加入する

で、加入者の拠出（マッチング拠出）も可能です。

イ. 個人型確定拠出年金（個人型 DC（愛称：iDeCo））

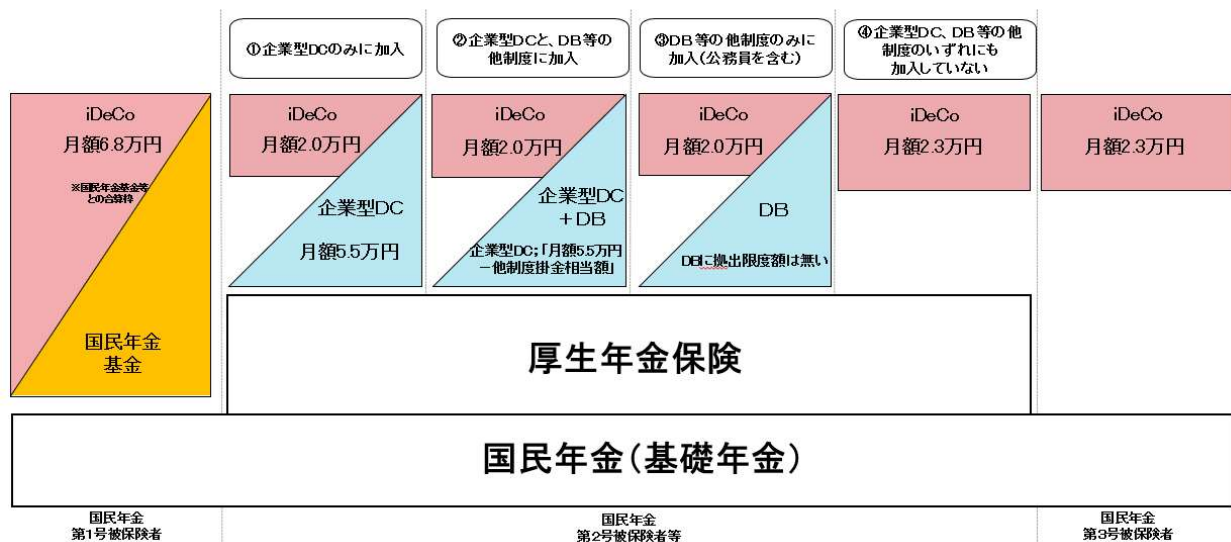
掛金は、個人が拠出します。基本的に 20 歳以上 65 歳未満の国民年金被保険者であれば加入することができます。

加入を希望する際には、金融機関等（運営管理機関）を通して国民年金基金連合会に申請する必要があります。

- ※ 企業年金を実施していない中小企業が、iDeCo に加入する従業員の掛金に追加して、事業主が掛金を拠出することができる制度（愛称：iDeCo プラス）が設けられています。iDeCo プラスは、従業員数 300 人以下の中小企業で実施することができる制度です

【対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係】

（現行）



- ※ 1 企業型DCの拠出限度額は、月額 5.5 万円からDB等の他制度掛金相当額（仮想掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

現行の拠出限度額の施行日（2024 年 12 月 1 日）の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする（経過措置）。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額 5.5 万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か iDeCo 加入かを加入者ごとに選択することが可能。

- ※ 2 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額 2.0 万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額 5.5 万円の範囲内で、iDeCo の拠出が可能。公務員についても、同様に、月額 2.0 万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額 5.5 万円の範囲内で、iDeCo の拠出が可能。

■ DB 等の他制度掛金相当額を反映した DC 拠出限度額の見直し（2024 年 12 月から）

企業型DCのみに加入する人と、企業型DCのみならずDB等の他制度にも加入する人との間で不公平が生じないように、DB等の他制度にも加入する人の企業型DCの拠出限度額は、企業型DCの拠出限度額（月額5.5万円）からDB等の他制度に事業主が拠出する掛金相当額を控除する必要があります。

2024年11月までは、拠出限度額の管理を簡便に行うため、全てのDB等の他制度の掛金相当額を月額2.75万円として一律評価し、DB等の他制度にも加入する人の企業型DCの拠出限度額は残りの月額2.75万円としていましたが、公平性の観点から課題とされてきました。

上記課題の改善を図るため、企業型DC及びiDeCoの拠出限度額について、DB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映した、より公平できめ細かな算定方式に見直されました。この見直しは2024年12月1日より施行されています。

<現行>

企業型DCの拠出限度額（月額）	5.5万円－DB等の他制度掛金相当額 ^{※1} （経過措置あり ^{※2} ）
iDeCoの拠出限度額（月額）	5.5万円－（企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額） （ただし、2万円を上限）

※1 DB等の他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

※2 施行日の時点で、企業型DCとDB等の他制度を併せて実施している事業主については、「5.5万円－DB等の他制度掛金相当額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とし、施行日前の既存規約に基づいた従前の掛金拠出が可能。ただし、施行日以後、DB等の他制度・企業型DCの設計を見直した場合は、新たな拠出限度額を適用。〔経過措置〕

<見直し前（2024年11月まで）>

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCとDB等の他制度に加入する場合
企業型DCの拠出限度額（月額）	5.5万円	2.75万円
iDeCoの拠出限度額（月額）	5.5万円－企業型DCの事業主掛金額（ただし、2万円を上限）	2.75万円－企業型DCの事業主掛金額（ただし、1.2万円を上限）

(5) 国民年金基金制度

国民年金基金制度は、自営業者やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者や任意加入被保険者が、老後の所得保障の充実を図るために、任意で加入する制度です。

国民年金基金制度を実施する国民年金基金には、「地域型国民年金基金」である全国国民年金基金と職種別に設立された3つの「職能型国民年金基金」があります。

- ・ 「地域型国民年金基金」の全国国民年金基金（※）については、国民年金の第1号被保険者や任意加入被保険者であれば住所地や業種を問わず加入できます。

※ 全国国民年金基金は、2019年4月に全国47都道府県の地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併し、設立されたものです。

- ・ 「職能型国民年金基金」については、基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金の第1号被保険者や任意加入被保険者が加入できます。

国民年金基金は、加入者自らが年金額・給付の型を選択して加入し、その選択した年金額・給付の型と加入時の年齢などに基づき定められた額の掛金を支払います。掛金の上限は、月額68,000円です（個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入している場合は、合わせて68,000円）。

国民年金基金は65歳から生涯受け取る終身年金が基本なので、長い老後の生活に備えることができます。

【老齢基礎年金に上乗せされる国民年金基金の老齢年金月額】

加入年齢	35歳まで	45歳まで	50歳まで	50歳1か月以降
1口目	2万円	1.5万円	1万円	年金額は加入年齢（月単位）で異なる
2口目以降	1万円	5千円	5千円	

（注1）基金の給付は、老齢年金と遺族一時金（保証期間内に死亡した場合）

（注2）1口目は終身年金（2種類）の中から選択。さらに、年金額を増やしたい場合は、2口目以降を終身年金（2種類）や確定年金（5種類）の中から選択。2口目以降は複数選択可能。

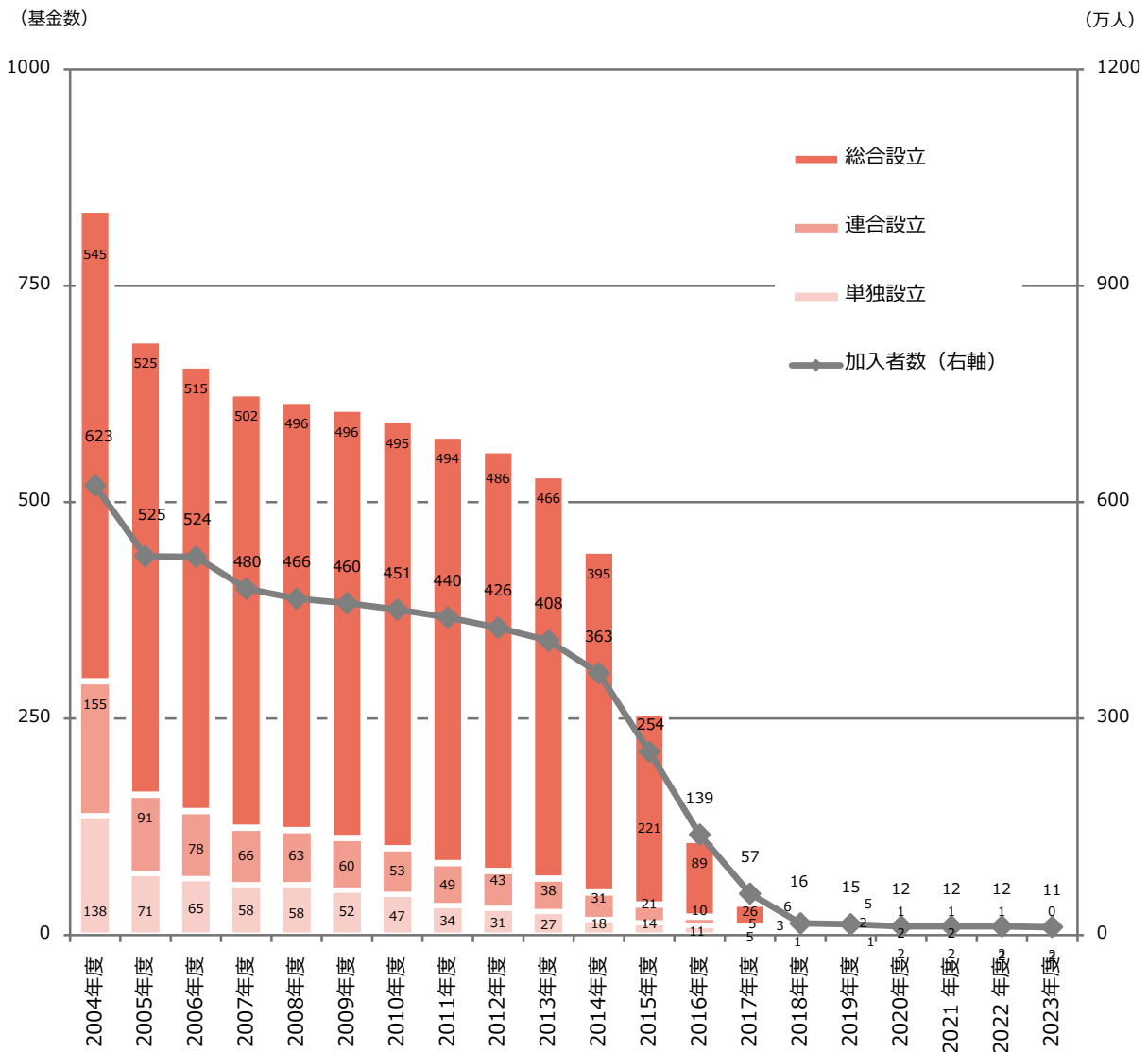
■ 厚生年金基金制度

厚生年金基金制度は、国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情などに応じて独自の上乗せ給付を行うことができる制度です。

しかし、経済・運用環境の低迷に伴う財政悪化などによる基金の解散や、代行部分を持たない確定給付企業年金制度への移行（＝代行返上）が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にありました。

さらに、2012年の投資顧問会社による巨額の年金詐欺事件、いわゆる「AIJ 事件」を契機として、厚生年金基金制度の抜本的な見直しを求める声が高まり、2013年通常国会において「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、2014年4月1日に施行されました。この改正法の施行後は、厚生年金基金の新設は認められなくなり、また、5年間の時限措置として特例的な解散制度が導入され、他の企業年金制度への移行の促進が図られました。

【厚生年金基金数と加入者数】



6. 公的年金の財政

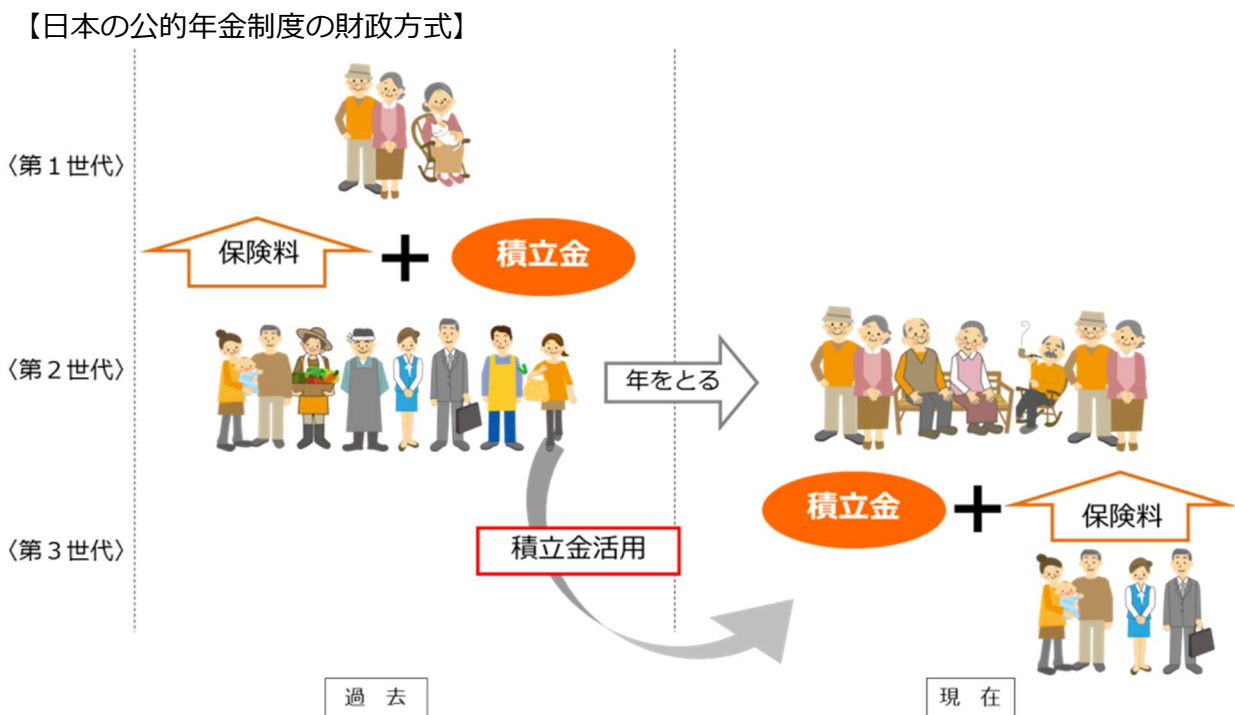
公的年金制度は、現役世代が保険料を納めて、高齢者などが年金を受け取るという「所得の移転」を行っています。実際のお金の流れや積立金の管理・運用はどのようになっているのでしょうか。

この章では、公的年金制度にまつわるお金の流れなど「公的年金の財政」について、具体的に説明します。

（1）公的年金の財政の仕組み

年金を給付するための資金をどのように調達していくかという計画を「財政方式」と言います。財政方式には、制度に加入している人（被保険者）からの保険料で、その時々々の年金給付に必要な費用の全額を賄う「賦課方式」と、将来の年金給付に必要な原資を保険料で積み立てていく「積立方式」があります。

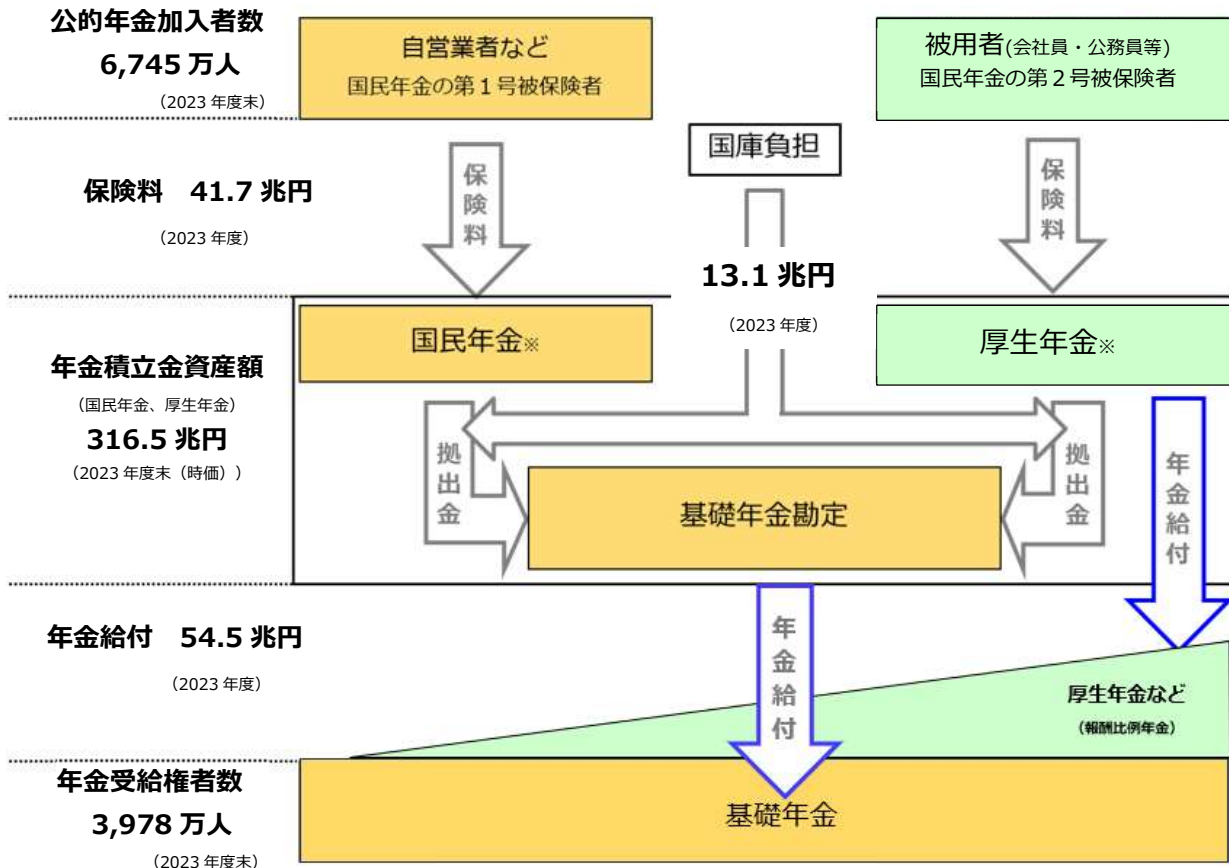
年金制度は長期にわたる保障の仕組みであり、その間にインフレなど社会経済の大きな変化があったとしても、生活の保障という役割を果たす必要があります。そこで、日本の公的年金制度は、賦課方式を基本とした財政方式を運営しつつ、その上で一定の積立金を保有し、その運用収益も活用しています。これにより、少子高齢化で増大する保険料負担の緩和を図るとともに、物価や賃金の変動しても、その時々々の社会情勢に応じた給付の実現を図っています。



6. 公的年金の財政

公的年金は、約54.5兆円（年間※2023年度）の給付を行っていますが、財源は、保険料と積立金の取り崩しと運用収入の他に、国庫負担（税財源）もあります。国庫負担は、全国民共通の基礎年金について、毎年度の給付費の一定割合を賄うことで、現役世代の保険料負担の軽減を図っています。

【公的年金の収入と支出の概要（財政構造）】



※ 1 保険料と国庫負担以外にも、年金積立金の運用収益などの収入がある。

※ 2 保険料、年金給付、国庫負担額及び年金積立金資産額 については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上。ただし、保険料、年金給付は在存厚生年金基金分等を含む。また、積立金は存続厚生年金基金分、国庫負担繰延額等を含む。

公的年金制度は、今後の少子高齢化に対応するために、これまでも制度改革を行ってきました。特に平成16（2004）年の制度改革では、今後さらに急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって制度を持続的で安心できるものとするため、おおむね100年の長期的な期間に保険料の負担と給付の均衡を図る財政の枠組みを導入しました。

具体的には、以下の枠組みを機能させつつ、少なくとも5年に1度、給付と負担の均衡を検証する（これを「財政検証」といいます。）ことで、中長期的に持続可能な運営を図る仕組みとしています。[→3（5）年金額の改定]

- ① 上限を固定した上での保険料の引上げ
- ② 基礎年金の国庫負担割合を「1／3」から「1／2」へ引上げ
- ③ おおむね100年後の積立金の水準がその時点の給付費の1年分程度となるよう目標を設定した上での積立金の活用
- ④ 財源の範囲内で年金の給付水準を調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入

■ 公的年金の財政検証

公的年金は高齢者の収入の柱となるため国民の関心がとても強い一方、保険料を拠出してから実際に年金を受給するまで長い期間を有することから、遠い将来に「本当に年金を受け取れるのか」というような、制度の持続可能性についての不安の声が多く聞かれます。こういった疑問に答えることのできる仕組みが『公的年金の財政検証』です。

財政検証では、少なくとも5年に1度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の収支見通しやマクロ経済スライドの調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証します。令和6年財政検証では、近年の女性や高齢者の労働参加の進展、積立金の運用が好調であったことにより、5年前の前回の財政検証と比べて将来の給付水準が上昇しました。今回の検証では幅広い経済前提を設定して検証しており、1人当たり成長率をゼロと見込んだケースを除き、将来にわたって所得代替率※50%の給付水準が確保できることが確認されました。

令和6年財政検証についての資料は厚生労働省のホームページ
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>) に公開しています。また、ウェブ漫画を用いて財政検証を分かりやすく説明するホームページ「いっしょに検証！公的年金」
(<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/>) も作成していますので、是非そちらも併せてご覧ください。

※ 所得代替率とは、現役男子の平均手取り収入額（ボーナス込み）に対する厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額（現役男子の平均的な賃金で40年間働いた者の報酬比例年金と二人分の基礎年金の和）の比率のことをいう。財政検証では給付水準の尺度として用いられ、次の財政検証までの間に50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとしている。

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証）
－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し －



※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円（全国加重平均）となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。（高成長実現ケース：+0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース：+0.4%ポイント、過去30年投影ケース：+0.3%ポイント）

注1：試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数164万人）。

注2：高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26（2014）年財政検証においても同様の結果が生じている。

(2) 年金積立金の運用

年金積立金の運用については、「積立金が、被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行う」ことが法律で定められています。

令和6年財政検証及び年金積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、長期の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）1.9%を運用目標とし、厚生労働大臣が定めた年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の中期目標において、「長期的に年金積立金の実質的な運用利回り 1.9%を最低限のリスクで確保すること」とされています。^{※1}

これを受けて、GPIF において、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、市場に与える影響に留意しつつ、年金積立金の管理・運用を行っています。

※1 年金給付費は基本的に名目賃金上昇率に連動して増減するため、これに対応して財政検証等を踏まえて設定された長期的な運用目標（令和6年財政検証等を踏まえた長期的な運用目標は名目賃金上昇率+1.9%）を確保することが重要です。

【GPIF の資産構成割合（基本ポートフォリオ）】

国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
25%	25%	25%	25%
(± 6 %)	(± 5 %)	(± 6 %)	(± 6 %)
50% (± 9 %)		50% (± 9 %)	

(注1) 為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分することとしています。

(注2) オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限としています。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認することとしています。

年金積立金は、ただちに取り崩す必要がない資金であるため、市場の一時的な変動に過度にとらわれる必要はなく、様々な資産を長期にわたって保有する「長期運用」により、安定的な収益の獲得を目指しています。長期的な運用においては、短期的な市場の動向により資産構成割合を変更するよりも、基本となる資産構成割合（基本ポートフォリオ）を決めて長期間維持していく方が、効率的で良い結果をもたらすとされています。GPIF では、基本ポートフォリオに基づいて運用を行っており、実際の運用における資産構成割合が基本ポートフォリオから乖離した場合には適時適切に資産の入替え等（リバランス）を行っています。

株式は、短期的な価格変動リスクは債券よりも大きいものの、長期的に見た場合、債券よりも高い収益が期待できることから、株式を適切に組み入れて運用することで、最低限のリスクで年金財政上必要な利回りを確保することを目指しています。また、国内だけでなく、外国の様々な種類の資産に分散して投資することで、収益獲得の機会を増やし、世界中の経済活動から収益を得ると同時に、資産分散の効果により、大きな損失が発生する可能性を抑える運用を行っています。

GPIF が重視しているリスクは、「市場の一時的な変動による短期的なリターンの変動（ブレ幅）」ではなく、「年金財政上必要とされている長期的な収益が得られないこと」であり、GPIF は、短期的なリターンの変動にも配慮しながら、長期的な収益が得られないリスクを抑えることを重視した運用を行っています。

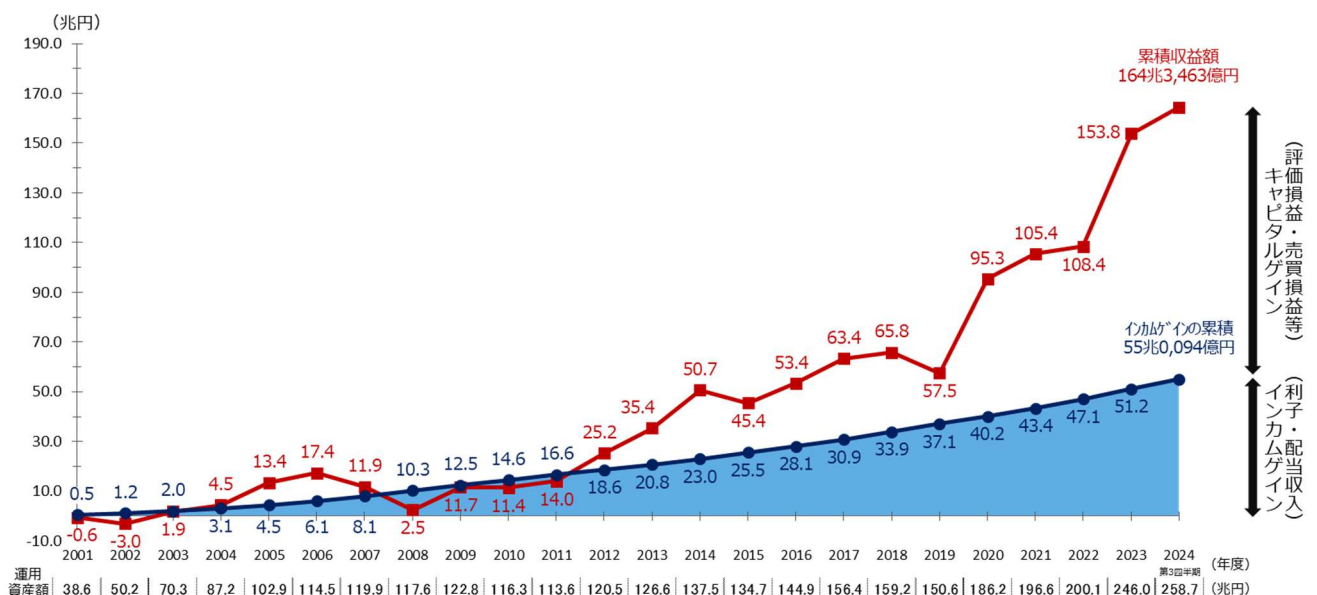
また、GPIF は、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関を通じた「建設的な対話」（エンゲージメント）等によるスチュワードシップ責任を果たすための活動や、財務的要素に加えて非財務的要素である ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資に取り組んでいます。

GPIF は、年度及び四半期の運用状況を定期的に公表しています。GPIF の 2024 年度第 1 四半期から第 3 四半期までの運用状況（速報）は、外国株式の価格上昇や円安の進行等により、収益率 +4.26%、収益額 +10.5 兆円、運用資産額 258.7 兆円（2024 年度第 3 四半期末時点）となりました。自主運用^{※2}を開始した 2001 年度から 2024 年度第 3 四半期末までの累積では、収益率は +4.40%（年率）、収益額は約 164.3 兆円（うち利子・配当収入等のインカムゲインは約 55.0 兆円）となっており、長期的にみても運用収益を着実に積み重ねています。また、年金積立金全体の実質的な運用利回りは、2001 年度以降の 23 年間の平均で 4.33%となり、運用目標（2015 年度から 2024 年度まで実質的な運用利回り +1.7%）を上回っています。

※2 2000 年度までは年金積立金の全額を旧大蔵省資金運用部（現在の財務省財政融資資金）に預託することによって運用していましたが、財政投融资改革により預託義務が廃止され、2001 年度からは厚生労働大臣が旧年金資金運用基金（GPIF の前身の組織）に年金積立金を寄託して管理・運用（自主運用）を行う仕組みに変わりました。

【GPIF の運用状況（2024 年度第 3 四半期末まで）】

2001 年度以降の累積収益額	約 164.3 兆円 （うちインカムゲイン約 55.0 兆円）
“ ” の平均収益率	4.40%



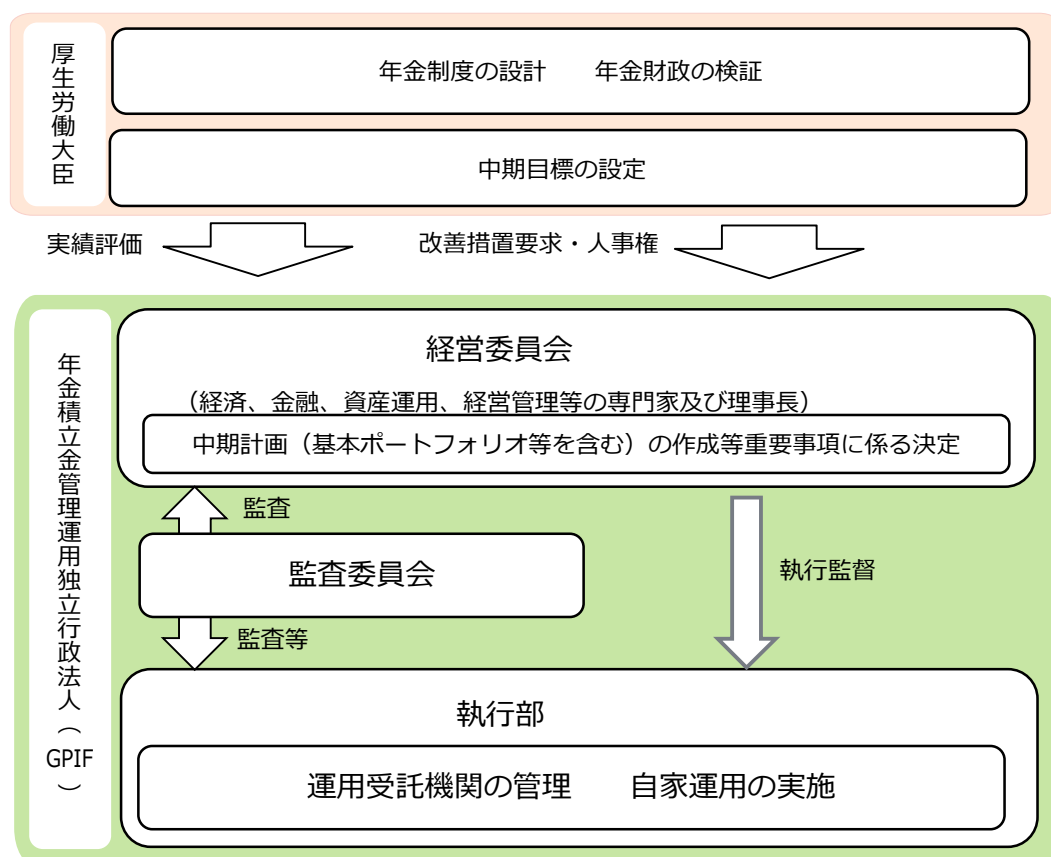
【年金積立金全体の運用実績（2023 年度末時点）】

		2001 年度からの平均
実績	名目運用利回り	4.33%
	名目賃金上昇率	△0.00%
	実質的な運用利回り	4.33%

(数字は年率)

GPIF では、経済、金融、資産運用、経営管理等の専門家と理事長からなる経営委員会が、合議によって、中期計画（基本ポートフォリオ等を含む）の作成などの重要な意思決定を行うとともに、その決定に沿った執行が行われているかどうかを監督するというガバナンスの仕組みを採用しています。

【年金積立金運用の仕組み】



	昭和	15	17	19	23	29	30	31	34	37	59	60	61	平成	2	9	14	27					
被用者	公務員等	大正13年	恩給(注)																				
		昭23年7月	国家公務員共済組合										昭34年10月	国家公務員共済組合		国家公務員共済組合		国家公務員共済組合					
		昭31年7月	公共企業体職員等共済組合										昭59年4月	(国鉄、専売、電々)									
		昭30年1月	市町村職員共済組合										昭37年12月	地方公務員等共済組合									
民間被用者	雇用者	大正13年	(財)私立中等学校恩給財団										昭23年4月	私立学校教職員共済組合		日本私立学校振興・共済事業団							
		昭29年1月	私立学校教職員(任意包括)										昭34年1月	農林漁業団体職員共済組合		平14年4月		平27年10月					
		昭19年10月	女子及び一般職員										厚生年金		平9年4月								
		昭17年6月 男子労働者	労働者年金保険										昭61年4月	船員保険									
自営業者等	船員											昭36年4月	国民年金(拠出制)										
												昭34年11月	福祉年金(無拠出)										

図 2. 主な年金制度改革の経緯

47

表 1. 65 歳以上人口割合等の推移と見通し

	65 歳以上人口／全人口	65 歳以上人口／20 歳以上 65 歳未満人口
1960 年	5.7%	10.6% (9.5 人で 1 人)
1970 年	7.1%	11.7% (8.5 人で 1 人)
1980 年	9.1%	15.1% (6.6 人で 1 人)
1990 年	12.1%	19.6% (5.1 人で 1 人)
1995 年	14.6%	23.2% (4.3 人で 1 人)
2000 年	17.4%	27.9% (3.6 人で 1 人)
2005 年	20.2%	33.1% (3.0 人で 1 人)
2010 年	23.0%	39.0% (2.6 人で 1 人)
2015 年	26.6%	47.5% (2.1 人で 1 人)
2020 年	28.6%	51.9% (1.9 人で 1 人)
2030 年	30.8%	56.4% (1.8 人で 1 人)
2040 年	34.8%	67.6% (1.5 人で 1 人)
2050 年	37.1%	75.5% (1.3 人で 1 人)
2060 年	37.9%	77.2% (1.3 人で 1 人)
2070 年	38.7%	79.5% (1.3 人で 1 人)

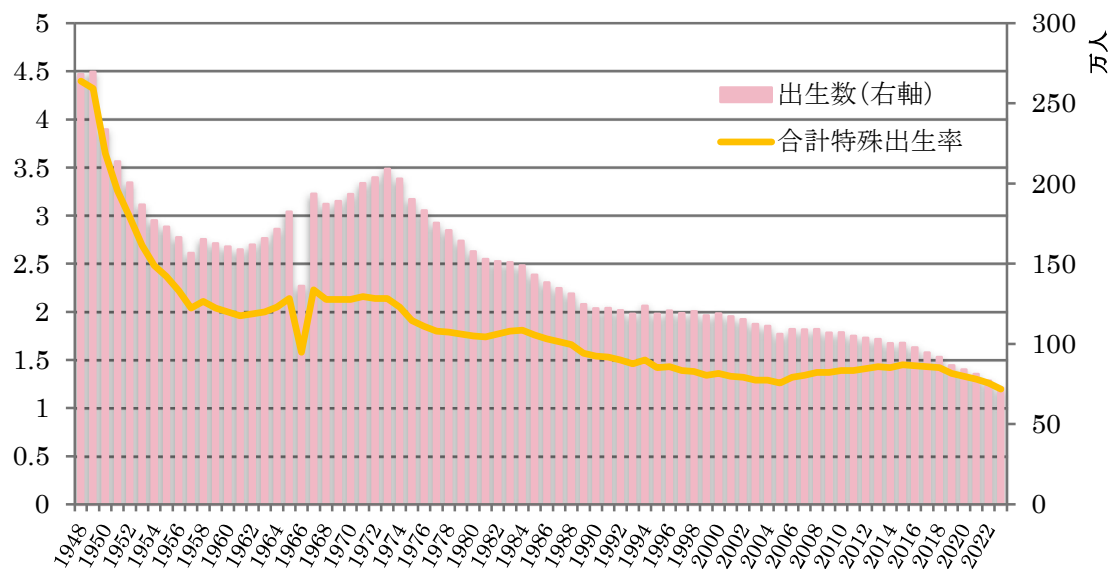
(資料) 総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和 5 年推計(中位推計))」

表 2. 平均寿命の推移・国際比較(単位: 年)

	平均寿命		国	平均寿命	
	男	女		男	女
1960 年	65.32	70.19	日本 (2020)	81.56	87.71
1970 年	69.31	74.66	カナダ (2018-2020)	79.82	84.11
1980 年	73.35	78.76	アメリカ (2020)	74.5	80.2
1990 年	75.92	81.90	スイス (2020)	81.0	85.1
1995 年	76.38	82.85	フランス (2020)	79.1	85.12
2000 年	77.72	84.60	ドイツ (2018-2020)	78.64	83.4
2005 年	78.56	85.52	イタリア (2020)	79.672	84.395
2010 年	79.55	86.30	イギリス (2018-2020)	79.04	82.86
2015 年	80.75	86.99	スウェーデン (2018)	80.78	84.25
2020 年	81.56	87.71	イギリス (2015-2017)	79.18	82.86

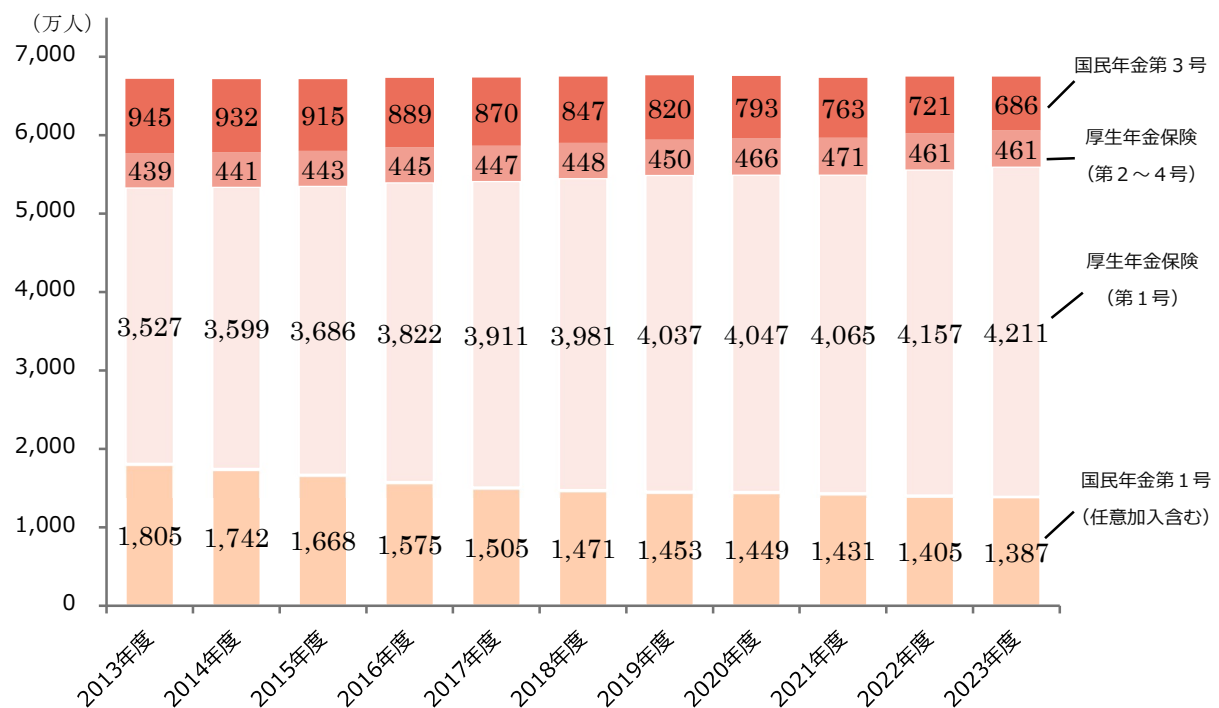
(資料) 厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室「第 23 回生命表(完全生命表)」

表 3. 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(資料) 厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計(確定数)」

表 4. 公的年金被保険者数の推移



(注 1) 厚生年金保険(第 1 号)の被保険者は、2014 年度以前は厚生年金保険の被保険者、2015 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者を計上している。

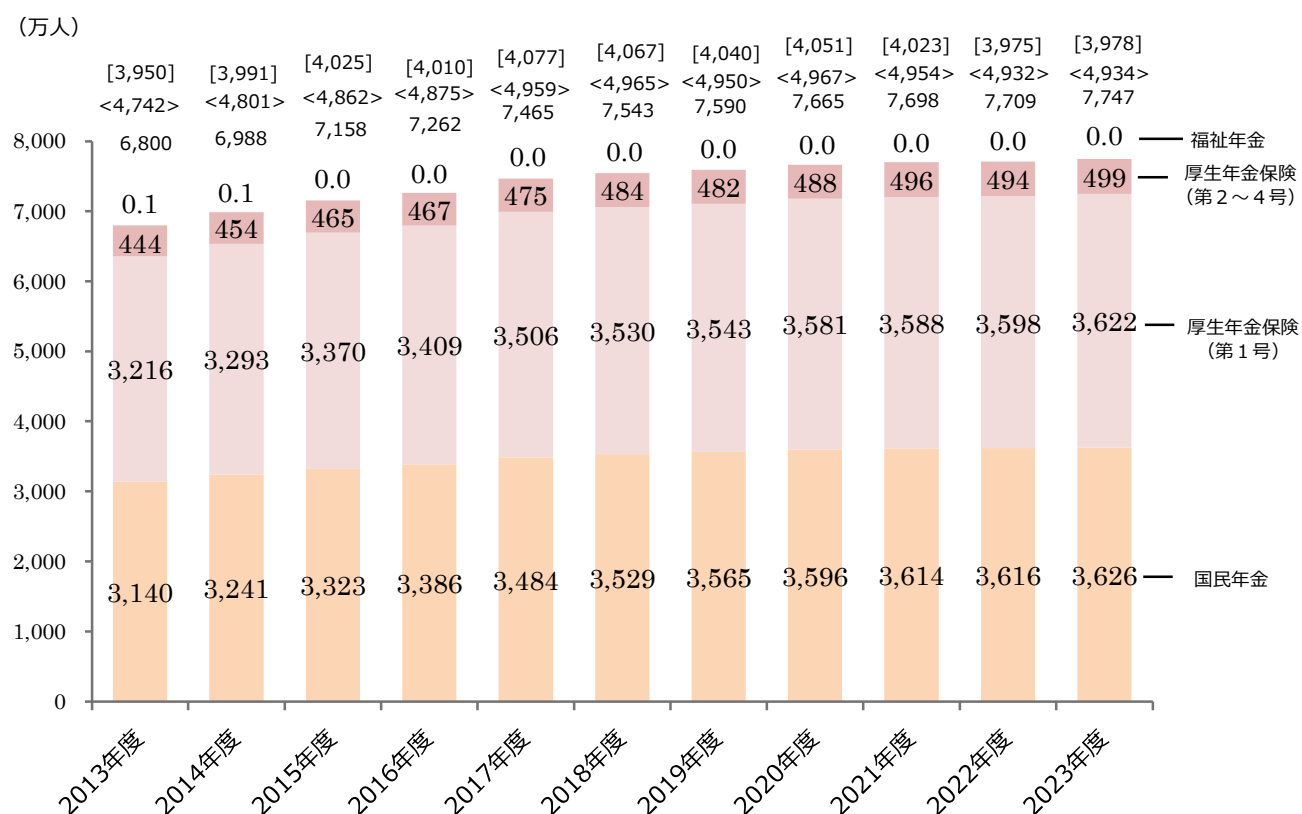
(注 2) 厚生年金保険(第 2～4 号)の被保険者は、2014 年度以前は共済組合の組合員、2015 年度以降は第 2～4 号厚生年金被保険者を計上している。

表 5. 年金保険料額・保険料率の推移

	国民年金保険料額		厚生年金保険料率
2004 年度	13,300 円	2004 年 10 月～	13.934%
2005 年度	13,580 円	2005 年 9 月～	14.288%
2006 年度	13,860 円	2006 年 9 月～	14.642%
2007 年度	14,100 円	2007 年 9 月～	14.996%
2008 年度	14,410 円	2008 年 9 月～	15.350%
2009 年度	14,660 円	2009 年 9 月～	15.704%
2010 年度	15,100 円	2010 年 9 月～	16.058%
2011 年度	15,020 円	2011 年 9 月～	16.412%
2012 年度	14,980 円	2012 年 9 月～	16.766%
2013 年度	15,040 円	2013 年 9 月～	17.120%
2014 年度	15,250 円	2014 年 9 月～	17.474%
2015 年度	15,590 円	2015 年 9 月～	17.828%
2016 年度	16,260 円	2016 年 9 月～	18.182%
2017 年度	16,490 円	2017 年 9 月～	18.3%
2018 年度	16,340 円		
2019 年度	16,410 円		
2020 年度	16,540 円		
2021 年度	16,610 円		
2022 年度	16,590 円		
2023 年度	16,520 円		
2024 年度	16,980 円		
2025 年度	17,510 円		

- ※ 会社員などの厚生年金保険料率の推移。私立学校教職員の厚生年金保険料率は 2027 年以降 18.3%で固定する。
- ※ 国民年金保険料額は、2004 年度以降毎年度 280 円ずつ引き上げ、2017 年度に 16,900 円に達した。なお、国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、2019 年度以降は 17,000 円に引上げ（いずれも、2004 年の物価・賃金水準）。
- ※ 厚生年金保険料率は、2004 年以降毎年 0.354%ずつ引き上げ、2017 年 9 月以降 18.3%で固定。

表 6. 公的年金受給者数の推移



(注1) < >内は公的年金受給者数(延人数)から厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

(注2) []内は重複のない実受給権者数である。

(注3) 厚生年金保険(第1号)の受給者は、2014年度以前は厚生年金の受給者を計上している。2015年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(2015年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

(注4) 厚生年金保険(第2～4号)の受給者は、2014年度以前は共済年金の受給者を計上している。2015年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

表 7. 年金額の一覧（2025年度）

[] 内は月額に換算した額

【国民年金】		
老齢基礎年金	83万1700円	[6万9308円]
障害基礎年金（1級）	103万9625円	[8万6635円]
（2級）	83万1700円	[6万9308円]
遺族基礎年金（子1人）	107万1000円	[8万9250円]
基 本	83万1700円	[6万9308円]
加 算	23万9300円	[1万9941円]
【厚生年金】		
標準的な年金額※ ²	279万3408円	[23万2784円]
障害厚生年金（3級、最低保障額）	62万3800円	[5万1983円]
障害手当金（最低保障額）	124万7600円	[10万3966円]

※1 年金額はいずれも昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額である。

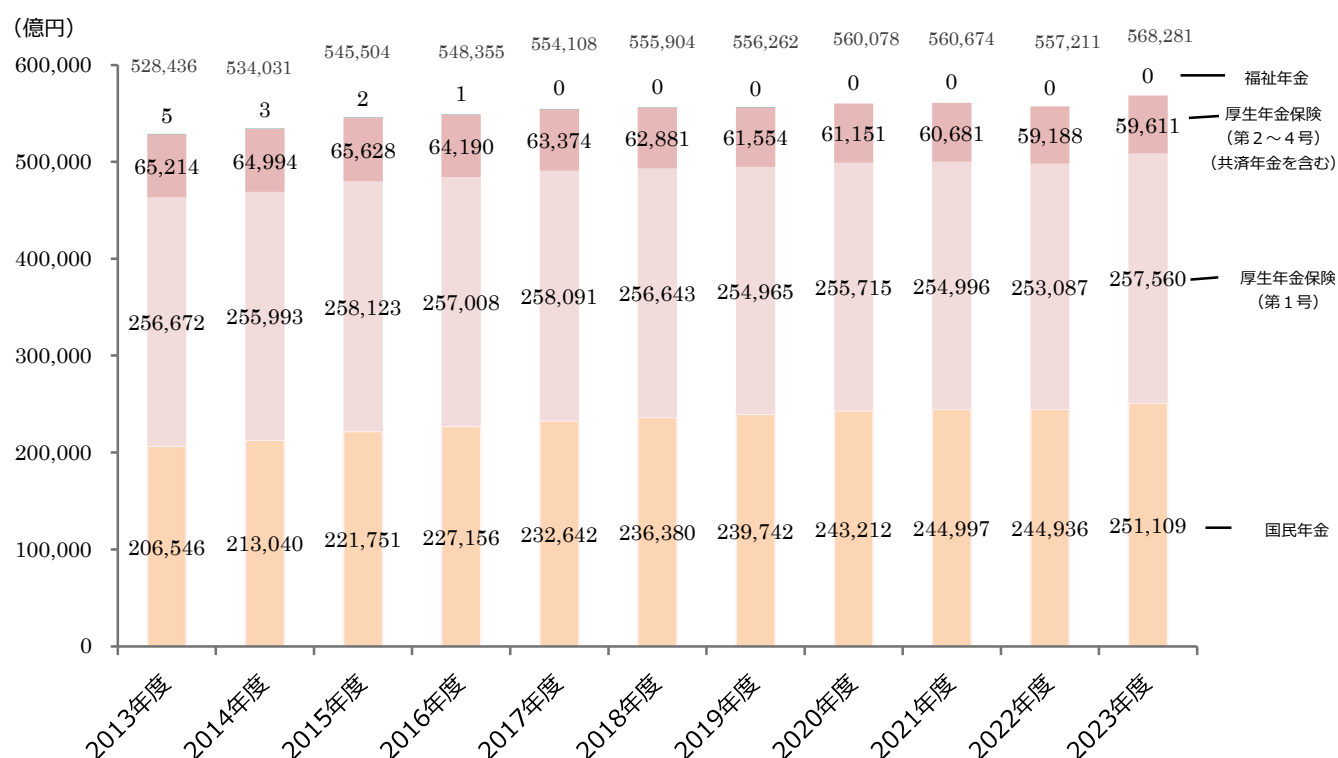
※2 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）45.5万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準。

＜年金額の改定に用いる各種指標の動向＞

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
① 物価変動率	1.0% (2018年)	0.5% (2019年)	0.0% (2020年)	▲0.2% (2021年)	2.5% (2022年)	3.2% (2023年)	2.7% (2024年)
② 実質賃金変動率 (3年度平均)	▲0.2% (2015-17年度)	▲0.1% (2016-18年度)	▲0.1% (2017-19年度)	▲0.2% (2018-20年度)	0.3% (2019-21年度)	▲0.1% (2020-22年度)	▲0.4% (2021-23年度)
③ 可処分所得割合変化率	▲0.2% (2016年度)	▲0.1% (2017年度)	0.0% (2018年度)	0.0% (2019年度)	0.0% (2020年度)	0.0% (2021年度)	0.0% (2022年度)
④ 名目手取り賃金変動率	0.6%	0.3%	▲0.1%	▲0.4%	2.8%	3.1%	2.3%

(注) 名目手取り賃金変動率 = 物価変動率 + 実質賃金変動率 + 可処分所得割合変化率

表 8. 公的年金受給者の年金総額の推移



(注1) 上記の受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

(注2) 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、2014年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。2015年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、2015年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び2015年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、2015年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（2015年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

(注3) 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、2014年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。2015年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。

(注4) 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

表9. 年金額（月額）の推移

※ 実際の年金額は年単位で計算され、2か月に1度、前月・前々月分をまとめて支払う。

	基礎年金	厚生年金 ^{※1}
2004 年度	66,208 円	233,299 円
2005 年度	66,208 円	233,299 円
2006 年度	66,008 円	232,591 円
2007 年度	66,008 円	232,591 円
2008 年度	66,008 円	232,591 円
2009 年度	66,008 円	232,591 円
2010 年度	66,008 円	232,591 円
2011 年度	65,741 円	231,648 円
2012 年度	65,541 円	230,940 円
2013 年 4 月～9 月	65,541 円	230,940 円
2013 年 10 月～	64,875 円	228,591 円
2014 年度	64,400 円	226,925 円

※1 夫が平均的な収入（平均標準報酬月額（賞与を除く）36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始めるときの年金額（夫婦2人分の基礎年金と夫の厚生年金）。

	基礎年金	厚生年金 ^{※2}
2015 年度	65,008 円	221,507 円
2016 年度	65,008 円	221,504 円
2017 年度	64,941 円	221,277 円
2018 年度	64,941 円	221,277 円
2019 年度	65,008 円	221,504 円

※2 夫が平均的な収入（平均標準報酬額（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始めるときの年金額（夫婦2人分の基礎年金と夫の厚生年金）。

	基礎年金	厚生年金 ^{※3}
2020 年度	65,141 円	220,724 円
2021 年度	65,075 円	220,496 円
2022 年度	64,816 円	219,593 円
2023 年度	66,250 円	224,482 円 ^{※4}
2024 年度	68,000 円	230,483 円 ^{※4}

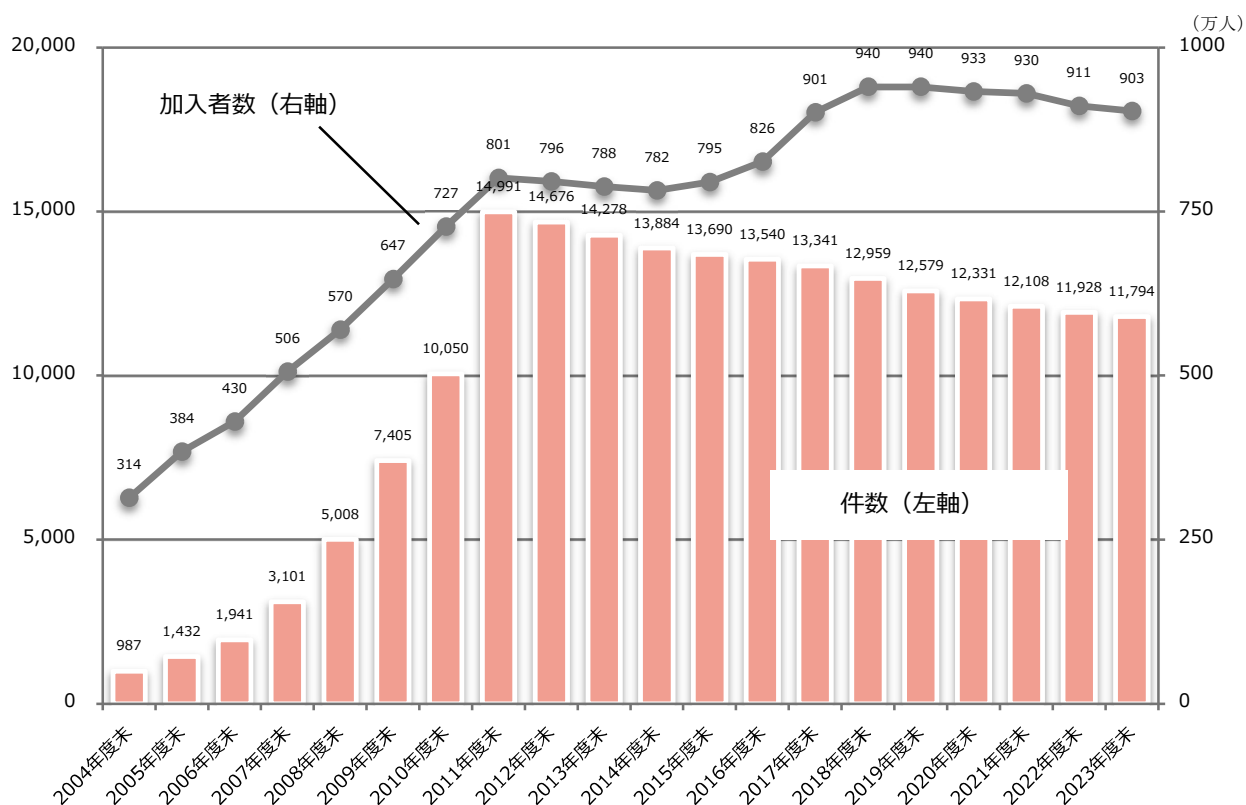
※3 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準。

※4 年金額はいずれも昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額である。

	基礎年金	厚生年金※ ⁵
2025 年度	69,308 円	232,784 円※ ⁵

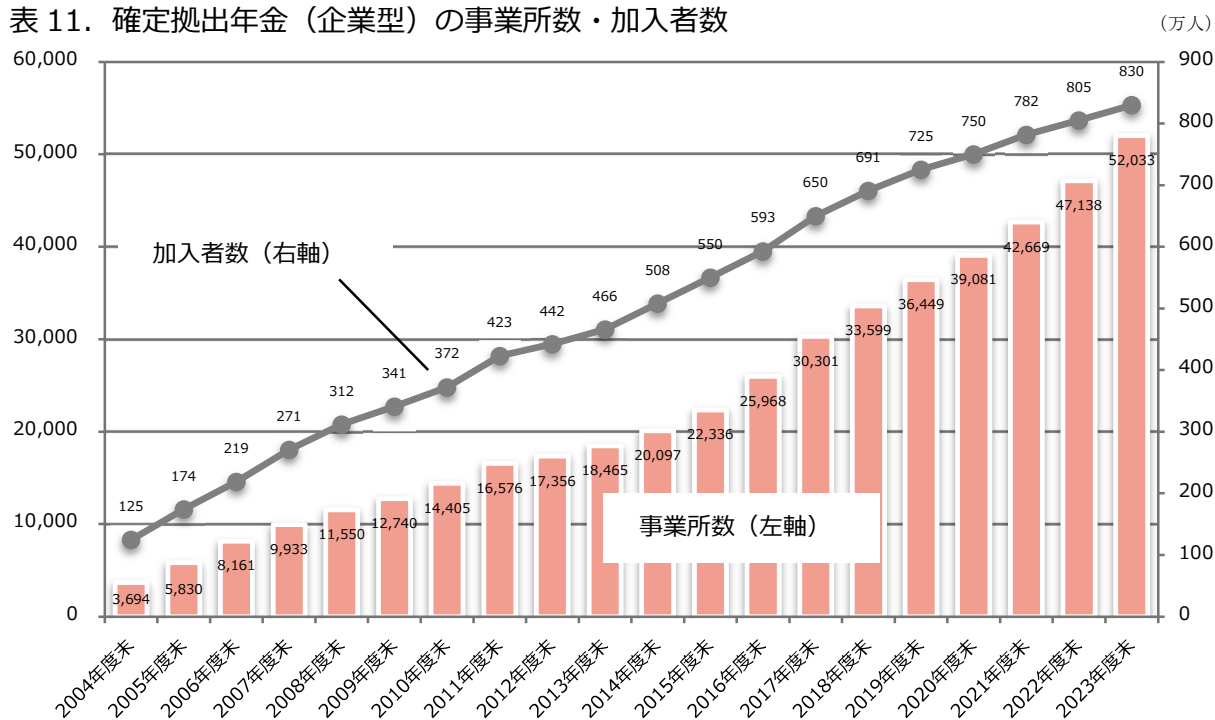
- ※ 5 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）45.5万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準。
- ※ 6 年金額はいずれも昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額である。

表 10. 確定給付企業年金の件数と加入者数



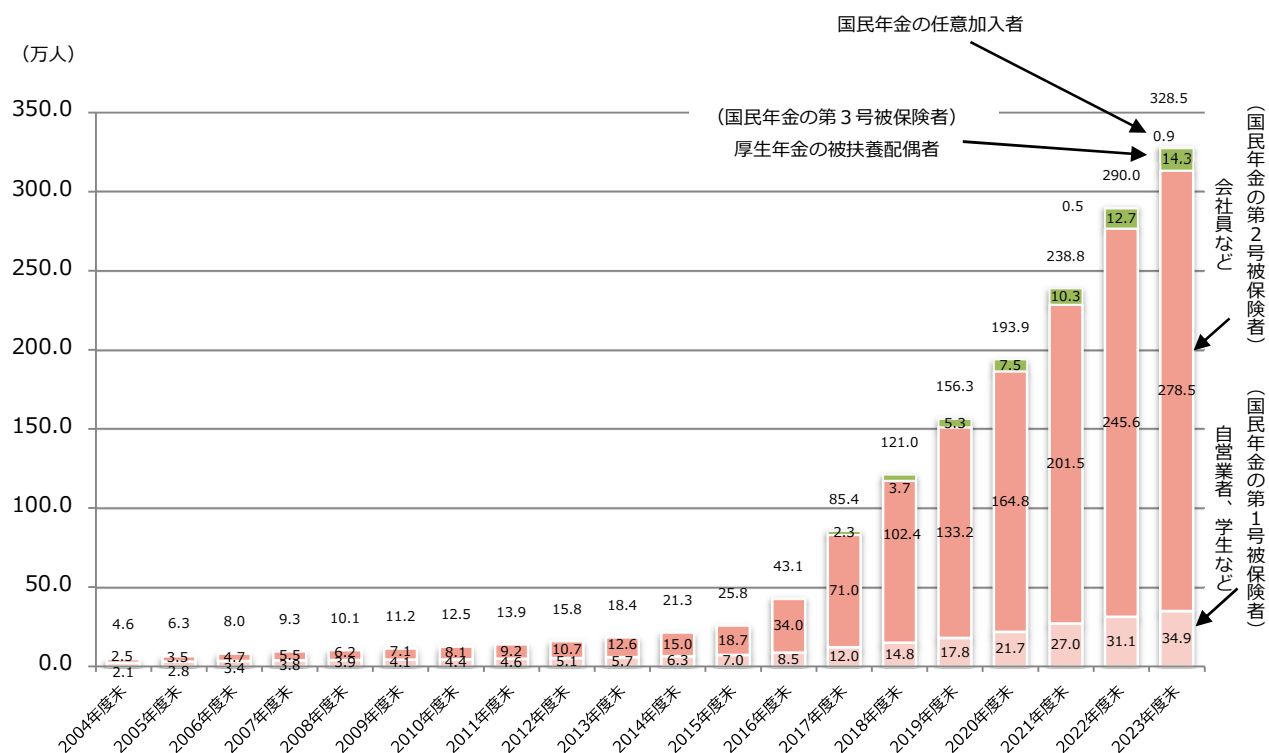
生命保険協会・信託協会・JA 共済連「企業年金の受託概況」

表 11. 確定拠出年金（企業型）の事業所数・加入者数



運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

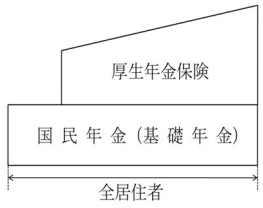
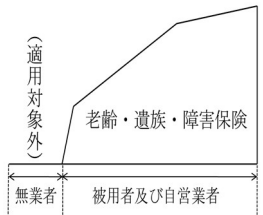
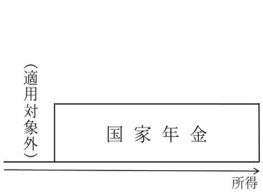
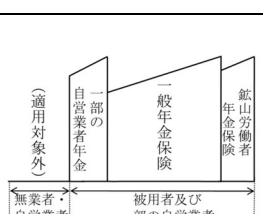
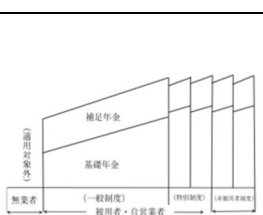
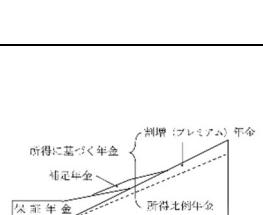
表 12. 確定拠出年金（個人型）の推移（加入者数）



国民年金基金連合会調べ

(加入者数は、下から国民年金第1号被保険者、国民年金第2号被保険者、国民年金第3号被保険者、国民年金任意加入者合計)

表 13. 主要国の年金制度の国際比較 (※1)

	制度体系	被保険者	保険料率 (一般被用者の場合)	支給開始年齢 (※7)	最低加入 期間	財政方式
日本		全居住者	厚生年金保険 18.3% (労使折半) 国民年金 月額17,510円 (2025年 度額)	厚生年金保険 ・男性: 65歳 ・女性: 63歳 (注) 女性は2030年度までに 65歳に引上げ予定 国民年金(基礎年金) 65歳	10年	賦課方式
アメリカ		無業者を 除き 居住者は 原則加入	12.4% (労使折半)	66歳 6 か月 (注)2027年までに67歳 に引上げ予定	40四半期 (10年相当) (※9)	賦課方式
英国 (※4)		一定以上 の所得の ある 居住者	25.8% (※4) 〔 本人 : 12.0% 事業主 : 13.8% 〕	66歳 (注)2028年までに67歳 に引上げ予定 (注)2046年までに68歳 に引上げ予定	10年	賦課方式
ドイツ (※2)		居住して いる 被用者は 原則加入 (注) 医師、 弁護士等の 一部の自営 業者も加入	18.6% (労使折半)	66歳 2 か月 (注)2029年までに67歳 に引上げ予定	5 年	賦課方式
フランス (※2)		無業者を 除き 居住者は 原則加入	17.87% (※5) 〔 本人 : 7.30% 事業主 : 10.57% 〕	満額拠出期間 (※8) を満たす場合 62歳 6 か月 (注) 2030年までに64 歳に引上げ予定 満額拠出期間 を満たさない場合 67歳	なし	賦課方式
スウェーデン (※2、3)		一定以上 の所得の ある 居住者	17.21% (※6) 〔 本人 : 7.0% 事業主 : 10.21% 〕	— (注)63歳以降本人が 受給開始時期を選択 (注) 2026年までに64歳に引上 げ予定	なし	賦課方式 (注) プレミ ウム年金は 積立方式

- ※ 1 日本は2025年4月1日時点、日本以外は2024年4月1日時点。
- ※ 2 ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金についての保険料率、支給開始年齢等をそれぞれ記載している。
- ※ 3 スウェーデンの保証年金は、低・無年金者に対して税財源により支給される制度である。支給開始年齢は66歳(2026年までに67歳に引上げ予定)で、現にスウェーデンに居住していること、かつ、3年以上のEU諸国等（うち1年以上はスウェーデン）での居住又は就労歴が必要。
- ※ 4 英国の保険料は、失業給付等の年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収されている。また、保険料率は、所得等に応じて異なる料率となる場合がある。
- ※ 5 フランスの保険料率は、所得に応じて異なる料率となる場合がある。
- ※ 6 スウェーデンの保険料率は、老齢年金に充てるものとして徴収されている保険料の料率であり、遺族年金等の保険料については、別途課せられ、事業主のみが負担する。
- ※ 7 上記の表における支給開始年齢とは、給付算定式で得られた額を増減額なく受け取ることができる年齢をいい、国によっては生年月日や職種等によって例外が設けられている場合がある。
- ※ 8 満額拋出期間とは、年金額の満額受給に必要な保険料拋出期間をいう。1962年生まれの者は42年3か月（169四半期）であるが、段階的に延長されており、1965年生まれの者以降は43年（172四半期）となる予定。
- ※ 9 所定の保険料納付に応じて、1年につき最大4単位分の保険料記録が付与されるところ、老齢年金の受給には、40単位分（10年相当）の保険料記録が必要となっている。

（資料）各国政府の発表資料 ほか

お問い合わせ先

厚生労働省（代表）03-5253-1111			
章	節	担当課	内線
2. 保険料を納める	1～4	年金局 年金課	3336
3. 年金を受け取る	1～5	年金局 年金課	3336
4. 外国で生活する	1	年金局 国際年金課	3317
	2	年金局 年金課	3336
5. 私的年金に加入する	1～5	年金局 企業年金・個人年金課	3329
6. 公的年金の財政	1	年金局 数理課/年金課	3355/3336
	2	年金局 資金運用課	3343
・内容全般 ・担当課がわからないとき		年金局 総務課	3316

※ 公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・決定・給付など）は日本年金機構が実施しています。これらに関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」（0570-05-1165）またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。